

## 第4回妹背牛町議会定例会 第1号

平成30年12月13日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1) 会務報告
  - 2) 例月出納検査報告
  - 3) 町長 行政報告
  - 4) 教育長 教育行政報告
- 4 委員会報告第2号 付託議案審査の結果について
- 5 同意第6号 公平委員会委員の選任について
- 6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 7 議案第42号 妹背牛町長、妹背牛町副町長及び妹背牛町教育委員会教育長の給料月額等の特例に関する条例について
- 8 議案第43号 妹背牛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第44号 妹背牛町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第45号 妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第46号 平成30年度妹背牛町一般会計補正予算（第4号）
- 12 議案第47号 平成30年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第48号 平成30年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）
- 14 一般質問
  - 1) 渡辺 倫代 議員
  - 2) 赤藤 敏仁 議員
  - 3) 広田 毅 議員
  - 4) 石井 喜久男 議員
  - 5) 渡会 寿男 議員
  - 6) 鈴木 正彦 議員
  - 7) 工藤 正博 議員
  - 8) 佐田 恵治 議員
  - 9) 向井 敏則 議員

○出席議員（10名）

1番	工藤	正博	君	2番	佐田	恵治	君
3番	渡辺	倫代	君	4番	石井	喜久男	君
5番	広田	毅	君	6番	鈴木	正彦	君
7番	渡会	寿男	君	8番	赤藤	敏仁	君
9番	向井	敏則	君	10番	宮崎	博	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	田中	一典	君
副町長	廣瀬	長留	次君
教育長	土井	康敬	君
総務課長	篠原	敬司	君
総務課参事	菅	一光	君
企画振興課長	廣澤	勉	君
住民課長	清水	野勇	君
健康福祉課長	河野	和浩	君
建設課長	西田	慎也	君
教育課長	浦本	雅之	君
農政課長	廣田	徹	君
農委事務局長	山下	英俊	君
会計管理者	石井	美雪	君
代表監査委員	菅原	竹雄	君
農委会長	瀧本	賢毅	君

○出席事務局職員

事務局長	滝本	昇司	君
書記	山下	仁美	君

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成30年第4回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 議員の皆様、おはようございます。道央方面の積雪環境から見ますと、今冬季私どもの町は比較的雪の少ないスタートになったようですが、その分寒波が身にしみるこのごろだと思えます。平成30年第4回定例会に全議員ご壮健でのご参加のもと開催されますことは、理事者として喜びにたえません。振り返りますと、災害が多かった年でありましたが、今年度9月の北海道胆振東部地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災地域の災害からの一日も早い復旧、復興の便りを心待ちにしております。

さて、今定例会の提出議件は、同意1件、諮問1件、議案11件でございます。また、一般質問におきましては議会始まって以来と思われ9人の議員さんからのご質問をいただきまして、町民の皆様も議会並びに行政に対しまして関心の高さを示される機会にもなられたかとお推察いたします。私からは、議員の皆様にも全議案慎重審議をいただきますようお願い申し上げまして、本定例会の開催に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、赤藤敏仁君、向井敏則君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、12月13日と14日の2日間をしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、以上2件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 3、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（田中一典君） （登壇） それでは、第3回以降の行政報告をさせていただきたいと思えます。

まず1番目に、平成30年度妹背牛町功労者表彰でございますが、11月4日、町民会館におきまして総合文化祭の席上で執行させていただきました。表彰者につきましては、公益功労として3名の方が受賞されております。お一人目の北井欣一様におかれましては、教育文化の分野で昭和54年に日本詩吟学院岳風会深川支部妹背牛道場に入会后、庶務会計をはじめ役員を歴任され、伝統文化の継承及び指導に尽力されました。また、平成6年に師範資格を取得、平成24年には岳純を襲名、後継者の育成に特段の指導力を発揮してこられ、本町の詩吟の普及、発展に大きく寄与されましたことによる表彰でございます。お二人目の笹尾実様におかれましては、産業経済の分野で妹背牛町農業協同組合、北いぶき農業協同組合の理事を平成7年から平成19年までの12年間、国営農地再編整備事業5区促進期成会会長及び同事業妹背牛地区促進期成会副会長を平成20年から現在に至るまで歴任をされております。また、平成11年、28年に5区区長、平成26年には中央農事組合長を務められ、区民の細部にわたる決め事のまとめ役として尽力されましたことによる表彰でございます。3人目の高橋久夫様におかれましては、産業経済の分野で昭和53年から現在に至るまで妹背牛町農民協議会、妹背牛町農業協同組合、秩父別土地改良区をはじめ数々の役職を歴任され、農業経済の発展に大きく貢献されました。また、平成14年には指導農業士の称号を授与され、夢の農村塾塾長として道内外の学生を受け入れ、体験学習を通して農業のすばらしさを伝えてこられましたことに対する表彰でございます。

2番目に、農業と商工業関係についてでございます。農業の関係として米の出荷状況につきましてご報告いたします。平成30年度の契約数量16万4,946俵に対し、出荷が13万9,758俵となっており、現段階での出荷率は84.7%となっております。また、転作等の実施状況であります。実施農家190戸、転作面積が830.96ヘクタール、水稻生産目標から換算した面積が2,230.70ヘクタールに対し水稻作付面積が2,307.68ヘクタールで、水稻作付面積達成率は103.5%となっております。

す。

次に、商工関係でございますが、11月9日に優良従業員表彰式がとり行われ、19名の方が受賞されております。なお、5年勤続から35年勤続までそれぞれ記載してございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

3番目に、主な政務についてでございますが、こちらにつきましても別紙に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

4番目に、建設工事の発注状況についてでございますが、こちらもお手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 8月25日から12月1日までの教育行政について報告を申し上げます。

初めに、9月27日、教育委員協議会を開催いたしました。コミュニティ・スクールの概要についての協議であります。10月16日には、秩父別町で開催された北空知市町教育委員研修会に参加してまいりました。10月24日には、北海道教育庁移動教育委員会に参加してまいりました。開催は滝川市であります。10月25日には、北海道町村教育委員会連合会の教育長部会の研修会に参加し、学習指導要領や小中一貫教育の実践などについての研修を行ってまいりました。11月9日には、空知管内教育委員会連絡協議会の研修会に委員とともに参加し、これからの時代に求められる資質、能力の育成について子供たちの将来についての講演をいただき、意見交換をしてきたところであります。11月20日には、第7回の教育委員会を開催し、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表について協議をしたところであります。

次に、学校教育関係であります。9月1日には中学校の学校祭が開催され、生徒のコーラスや演劇など成長した姿を見ることができました。10月10日には、平成31年度の小中学校教職員人事推進会議に出席いたしました。管理職の慢性的な不足についての対応策について協議を行っております。10月13日には、小学校の学習発表会が開催されました。演技に涙していた親御さんたちが見られるなどすばらしい発表会となりました。10月23日には、新入学児童の就学時健診を行っております。対象児童は9名であります。11月19日には、北空知圏学校給食組合臨時教育委員会議が開催されました。議題といたしまして給食費の値上げについての検討をいたしました。26日には、31年度の教職員の人事異動の協議を行っております。27日に小学校郷土妹背牛祭が開催され、児童がまちづくりやみずから選んだ課題の主題に取り組み、見事なプレゼンテーション力を

見ることができました。

次のページをお開きください。社会教育関係であります。9月12日に芸術鑑賞会としてパーカッションを中心とした音楽鑑賞を行っています。10月20日には、タッチ・ザ・アートとして劇団四季の「サウンド・オブ・ミュージック」に25名の参加をいただき鑑賞しております。11月4日、総合文化祭の交流会に参加してまいりました。11月14日には、社会教育委員の会を開催し、前期の社会教育事業の評価と平成31年度事業計画について協議をいただきました。

その他の事項について後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 委員会報告第2号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、委員会報告第2号 付託議案審査の結果についての件を議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

4番議員、石井喜久男君。

○決算審査特別委員会委員長（石井喜久男君）（登壇）平成30年第3回定例会において付託を受けた案件について、審査の結果決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

付託案件は、認定第1号 平成29年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成29年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての7件です。

審査の日程は、平成30年10月29日から31日において、分科会及び全体委員会を開催いたしました。

審査の結果、以上報告申し上げた日程のとおり審査を行い、本件については認定すべきと決定いたしました。

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

討論を行います。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君）（登壇）私は、日本共産党町議団を代表して、認定第1号 平成29年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 平成29年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論を行います。

認定第1号について、町財政上で大きな比率を占める地方交付税減少の中で町財政の運

営をされているご苦勞には敬意を表したいと思います。地方自治体の役割は、地方自治法第1号の住民の福祉の増進を図ること、また地域における行政を自主的かつ総合的に実施することと記されています。その趣旨から、これまで町の行政の中で施行されていた住民生活に直結した施策がこの間の行政改革の名の下で削られました。私どもこの復活を求めています、いまだに回復していません。ぜひ町民が安心して住み続けられる福祉優先のまちづくりを求めたいと思います。また、町民の約16%しか登録していないマイナンバーについてもこの場で指摘しておきたいと思います。監査報告で不納欠損処分額17万8,000円、収入未済額764万2,000円とのことが監査報告の中で記されています。監査委員のご意見も添えられています。この点を真摯に受けとめることが大事ではないかと思ひます。以上述べて認定第1号の反対の意見といたします。

認定第2号について、平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出についてです。現在の国民健康保険制度の最大の問題は、他の公的保険制度の加入者と比べ国保の加入者は所得が低いということであります。この低い人たちが一番高い保険料や税を負担している現状であります。これが構造的な問題と指摘している専門家の方もいらっしゃいます。北海道では9万6,000世帯が滞納し、国保加入者全世帯の12%を超えています。このような現状で全国知事会も国にこの構造的な問題を解決するため、1兆円の国の支援を求めています。日本医師会などの医療関係者も国保制度を守るため、低所得者の保険料を引き下げ、保険証の取り上げをやめるよう求めています。本町でも少子高齢化が進み、国保財政が全体に厳しい状況にあると思ひますが、社会保障の原則は支払い能力に応じた負担であると思ひます。町民の声として支払いが大変だという声も寄せられています。また、昨年に引き続き未済額が655万5,000円と監査報告に記されています。運営主体が道に移行された中でも、町民が安心して国民健康保険を利用できるよう切望して、反対意見といたします。

認定第3号についてであります。妹背牛町後期高齢者医療特別会計について、私どもはこの制度発足時から一貫して75歳以上の高齢者を差別する制度であり、もとの老人医療制度に戻し、ご苦勞している方々が安心して医療を受けれるようにすべきであるということを中心としてまいりました。以上、この点での反対といたします。

以上を述べて反対討論といたします。

○議長（宮崎 博君） 9番議員、向井敏則君。

○9番（向井敏則君） （登壇） 私は、認定第1号から認定第7号までの平成29年度一般会計及び6つの特別会計、計7会計の決算について、認定すべきとの立場から賛成討論を行います。

去る10月29日から31日までの3日間、決算審査特別委員会の各分科会において各課長をはじめ担当職員から細部にわたる説明を受け、各決算に関する審査を行いました。最初に、一般会計の決算状況であります、歳入総額36億4,429万5,000円、歳出総額36億2,988万6,000円、実質収支1,440万8,600円と黒字に

はなったものの、監査委員の審査意見にもあるとおり財政調整基金の取り崩しで補填しなければ6,900万円ほどのマイナスという状況であったことをしっかりと受けとめなければなりません。また、私の思いではありますが、妹背牛診療所において3,500万円の指定管理料のほかに関連負担金として440万円強の支出があり、今後診療所の運営について関心を持っていかなければならないと思います。さて、平成29年度は、限られた財源を有効に活用し、少子高齢化社会への対応や地域活性化の方策をはじめ、活力ある地域づくりを目指すべく妹背牛町まち・ひと・しごと創生総合戦略を基本に土地購入支援などの移住、定住促進事業、また子育て支援として学校給食助成、高校通学費等支援事業、第3子以降の保育料無料化、高校卒業までの医療費助成、水道の料金助成のほか、新たな事業として養育支援訪問事業、私道砂利道路維持管理助成など定住化や人口減少、そして町民のニーズを踏まえながらのそれぞれ有効な事業展開がなされたものと考えます。このほか農業関係では新たな農業先端技術普及事業への助成、基幹産業である農業を考慮した事業、商工関係では商工会による住宅リフォーム助成やお買い物おもてなし事業など、本町産業の活性化に配慮した予算が執行されており、一定の評価をしております。

一方、特別会計の6会計につきましてもそれぞれ厳しい財政状況の中にありながら、適切な予算の執行であったものと理解するところであります。

最後に、安全で安心して生活できるまちづくりの実現を期待して、平成29年度一般会計及び6つの特別会計の全ての決算について認定とし、賛成討論いたします。

終わります。

○議長（宮崎 博君） これから認定第1号 平成29年度妹背牛町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

次に、認定第2号 平成29年度妹背牛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成29年度妹背牛町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のと

おり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立多数です。

したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成29年度妹背牛町介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおりに認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立多数です。

したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成29年度妹背牛町介護保険特別会計(サービス事業勘定)歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおりに認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立多数です。

したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成29年度妹背牛町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおりに認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立多数です。

したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成29年度妹背牛町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は、委員長の報告のとおりに認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(宮崎 博君) 起立多数です。

したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

◎日程第5 同意第6号

○議長(宮崎 博君) 日程第5、同意第6号 公平委員会委員の選任についての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより同意第6号を採決します。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は、これに同意することに決定しました。

#### ◎日程第6 諮問第1号

○議長（宮崎 博君） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君）（朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（廣瀬長留次君）（説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時35分

○議長（宮崎 博君） 再開します。

お諮りします。諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎日程第7 議案第42号

○議長(宮崎 博君) 日程第7、議案第42号 妹背牛町長、妹背牛町副町長及び妹背牛町教育委員会教育長の給料月額等の特例に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第43号

○議長(宮崎 博君) 日程第8、議案第43号 妹背牛町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第44号

○議長(宮崎 博君) 日程第9、議案第44号 妹背牛町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第45号

○議長(宮崎 博君) 日程第10、議案第45号 妹背牛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(篠原敬司君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第46号

○議長(宮崎 博君) 日程第11、議案第46号 平成30年度妹背牛町一般会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○総務課参事(菅 一光君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第47号

○議長(宮崎 博君) 日程第12、議案第47号 平成30年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第48号

○議長(宮崎 博君) 日程第13、議案第48号 平成30年度妹背牛町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(清水野 勇君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時20分

○議長(宮崎 博君) 会議を再開いたします。

◎日程第14 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第14、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

初めに、3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問させていただきます。

妹背牛町では、平成25年4月に妹背牛町空き家等の適正管理に関する条例が制定され、5年が経過しようとしています。その間国においては、地域住民の生活環境の保全を図り、空き家等の活用を促進するため平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、平成29年5月に全面施行され、市町村が空き家対策を進める枠組みが整いました。このたびは、適切に管理されていないことにより安全性の低下、周辺的生活環境に深刻な影響を及ぼしているような、いわゆる放置空き家についてお伺いいたします。

まず、この妹背牛町の条例第6条、情報提供を受け、または空き家等が管理不全な状態であると認めるときは、当該空き家等の実態調査を行うことができるとございます。この条例第6条に規定する実態調査を行われたと思いますが、どのような実態調査の体制であったのか、やり方、手法、時期はいつだったのか、現段階で把握されている件数と具体的な現状をお伺いいたします。

また、第10条は立入調査がうたっていますが、第6条の実態調査と第9条の立入調査の相違点とこの条例、規則に基づいて、あるいは法に基づいて助言、指導、勧告、命令などが行われた事例があるのかどうかということもあわせてお聞きいたします。

なお、道によりますと特別措置法が施行されたことにより法の条項に基づいた対応が可能となったことから、条例を廃止した市もあると記されておりますが、妹背牛町は法に先立ち空き家条例を制定した401の自治体の一つであります。関心が高く、法が施行された後、その法に定められた基本指針に即した市区町村が努める空き家対策、空き家等対策計画の策定などは行われているのでしょうか。あわせてお聞きいたします。

そこで、放置空き家の一例としてお伺いいたしますが、商工会駐車場隣地の空き家についてですが、私も直接住民の方から聞かれることもあり、町内会並びに周辺の住民の方にとっては不安な状態で悩みの一つになっております。当然担当課でも把握はされていると思いますが、今後所有者がどのようにされるのかと情報の確認はされているのでしょうか。また、この空き家は町内外の方が利用される商工会の駐車場からいやが応にも目に入ってまいります。景観を著しく損なっていますし、このまま放置すれば屋根、外壁の飛散が危惧され、この冬も落雪の心配、雪による倒壊の懸念すらございます。これは、特別措置法に定義されております特定空き家等に相当する状態であると言えるかもしれません。これは一例ではございますが、商工会駐車場隣接地の空き家だけの問題だけではなく、適切な対策を講じる必要があり、今後町に点在する空き家問題への取り組み、お考えをお伺いいたします。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問の空き家対策についてご答弁申し上げます。

まず、1つ目の実態調査はどのように行われているのでしょうか、また現段階で把握されている件数、具体的な現状をお伺いします、以上、このような質問でございますが、実際実態調査につきましては平成25年に条例施行後に町内全域を調査してございます。そのときには、緊急雇用対策、国の事業に乗りまして臨時職員等を雇用しまして実際調査を行っております。そして、空き家リストというのを作成してございます。その後平成29年には、老朽危険空き家調査を実施しまして、建物の損害割合に応じてレベル1、レベル1というのは20%以下の損害割合でございます。それから、レベル4まで、レベル4と申しますのは半壊以上、50%以上の状態でございます。このような形でレベル1から4まで判定してございます。これをベースとしまして、住宅の撤去があればリストから削除しまして、また町民の方から情報提供がございましたら、その対象家屋等の実態調査を行います。それによりましてリストから追加及び変更を行っているところでございます。

先ほど議員のご質問でございますが、第10条の立入調査につきましては特に必要な場合に行うという形で、実績はございません。また、現在のところその空き家対策についての計画の策定についてはございませんが、今年の11月末現在の空き家リストに登録されている件数で申し上げますと、全部で85件でございます。そのうち先ほど申しましたレベル4以上の半壊以上の状態である建物が7件でございます。

続きまして、2つ目の商工会駐車場隣接地の空き家は今後所有者がどうされるのかなど情報の確認はされているのでしょうか、またこのような空き家については適切な対策を講じる必要があると考えますがとご質問でございますが、こちらの空き家に関しましては一部個人情報が入ってしまうような部分もあるのですが、所有者及びその息子さんが亡くなられてございます。それによりまして相続がされていない状態の建物でございますので、はっきりした所有者というのは特定というか、登記されていない物件ですので、所有者は明確ではございません。ですが、こちらのほうで亡くなられた息子さんの奥様に定期的に文書や電話で建物の倒壊の危険への対応についてのお願いですとか、あと現在町のほうでは住宅等撤去助成制度というのがございまして、そちらの制度も説明し、3分の1までの助成がございまして、その建物の解体自体も進めているところでございます。この空き家対策につきましては、条例に基づき建物の倒壊や屋根、外壁等の飛散による事故の未然防止のため、町が所有者に対して管理責任を説明し、速やかに措置するよう助言、指導を行っているところでございます。所有者へは引き続き条例や法にのっとり対応を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） さきに10月の決算審査のときに住宅の取り壊しに係る町の助成

は費用の3分の1、上限が50万とお聞きしまして、平成29年度の決算金額は12件で538万5,000円とお聞きしております。それで、先ほど町の放置された空き家に対して、そして商工会の隣接地の空き家に対してそのように息子さんの奥さんのほうにそういうお知らせもしているという答えでございましたが、課長のところにその決算金額の538万5,000円は、これは町単費で行われているのだろうかということのを聞きに行ったときに、課長がこれから調べてみますというようなことをおっしゃいましたので、私も調べてみました。そうすると、この空き家対策というのは法が施行されて、それに基づいて市区町村が行わなければならないという、条例で第6条にですが、空き家対策特別法に基づき空き家対策計画を策定していること、それから民間の業者さんたちとの連携による協議会を設置していること、この2つの条件がないと空き家対策総合支援事業に入れられないというのがわかりました。なので、この2つ入って、今国のほうでは平成29年度では23億円の予算を、そして30年度は27億円の予算を上げているわけですので、妹背牛はもちろん条例を法より早く施行されていたのですが、法に基づいた例えば空き家対策計画をまず策定しなければいけないのではないかとということが私もわかりました。

それで、先ほどいろいろリストをつくって、データベースもこれからきちっと妹背牛町で把握されているということですので、上がったリストに対して妹背牛町が条例に基づくのか、法に基づくのか、基づいて空き家対策をやっていかなければならない。それで、活用する場合においても、それから除却する場合においても、どちらにしてもお金はかかるわけですし、これから対策とっていくに当たって、法に基づいた計画はまず必要であろうと私は考えます。それで、先ほど答えていただきましたが、商工会隣地の空き地は担当も課長も行かれたと思うのですが、空家等対策の推進に関する特別措置法に特定空き家と定義されるのではないかとと思われるような状況であります。特定空き家といいますのは、1、損壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、それから2番目に著しく衛生上有害となるおそれのある状態、3番目に適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、4番目にその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるという空き家をいうそうでございます。それで、これの空き家の立入調査であったり、それから固定資産税の情報の内部利用であったり、データベースの整備というのは法で市区町村がやってくださいよということだと思います。それで、法に基づいて道のほうでは特定空き家であるという判断を下すのにチェックシートといいますか、その市町村でやるのがなかなか人力的な問題であったり、技術的な問題であったりするので、道ではチェックシートをつくってくれているわけです。それは、法によって都道府県は市町村に対して適切な助けを上げなさいよというふうに決められていますので、それで道のホームページ見てみたら、特定空き家の判断の手引といたしまして、このようにチェックシートがつくられております。先ほど課長は答弁の中でまだ立入検査をする必要はないとおっしゃったのですが、今後立入検査を必要とするような事案といたしますか、空き家がふえてくると思います。そういうときにチェックシートがありまして、その中には例えば国のガイ

ドラインも載っていますし、雪が落ちてくる落雪飛距離の算出表もついております。それで、こういうチェックシートを道がつくってくれておりますので、こういうのを活用しながらやっていかなければならないのではないかと思うわけです。

それでまた、立入検査と申しますか、それにするときにはもちろん法に基づいてやるわけですから、きちっと様式があるわけです。妹背牛の条例の施行規則というのがあります。その中にどのような様式でやるかというふうにちゃんとあるのですが、例えば立入検査をするときには法に基づく勧告書である等、立入検査の調査員のこういうのをつくらなければならないとか、きちっと様式が決められています。ですので、法に基づいてこういうのをつかって、そしてやらなければならない。そのときに妹背牛の商工会の駐車場の隣の空き家につきましてはこのような例えば立入検査とかが必要になってくるのではないかと私は思うわけであります。確認されたと思うのですが、このような状態で、これは10月の写真です。それで、ここには入れませんので、私は駐車場から写真を撮っていただいたのですが、このような状態ですので、危険であると言わざるを得ないと思います。ですから、こういう対策をするために条例、もちろん条例に基づいてですが、国で法律で決められているのですが、それに基づいてやっていただきたいなと思うわけでございます。

それから、先ほど課長は計画は策定する予定がないとおっしゃったのですが、国と国土交通省と総務省からの調査が、空き家対策に取り組む市町村の状況についてというのが出されております。妹背牛は、先ほど計画はないとおっしゃいましたけれども、調査対象1,788団体、47都道府県、市が791、町が744、村が183、特別区が23区で、合計1,741で回収率が100%なので、妹背牛もそのどれに入るかというのは回答なさっていると思うのです。ですから、これから計画を策定する予定があるのか、それとも策定しないのかということをお聞きしたいと思っております。

なぜ国がこうやって法に基づいて計画をやりなさいと言っているかということ、やっぱり支援事業の対象になるかどうかということだと思っております。ですから、支援事業の対象になるように計画を設置し、そしてそれをまたまちづくりの事業に生かすということだと思います。そういうこれからの対策に対してどういうふうを考えてられるのか、ちょっともう一度計画を全然するつもりがないのか、それとも今後31年ぐらいまでに、31年度末までには計画するとかということもあわせてお聞きしたいと思っております。

それから、飛びますが、もし今妹背牛の空き家の住宅の取り壊しに係る町の助成が費用の3分の1で上限50万と申し上げましたが、これは先ほどお聞きしたように町の単費でやっておられるのかどうかということも改めてお聞きして、再々質問を留保して質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、先ほどの答弁の補足としましてもう少し現状についてご説明させていただきたいと思っておりますが、先ほどの商工会駐車場隣接地の空き家を含め、レベル4と先ほどご説明し

たような建物のうち、特に周りに危険が及ぶ可能性があり、近隣から苦情のある空き家としては認識している部分で2件ほどございます。所有者へは定期的に文書で助言、指導を行っており、さらには先ほど議員も見せていただきましたが、建物の状態を写した写真ですとか、そちらをその文書とあわせて所有者の方に送ったり、または先ほどから申し上げています建物の解体の助成という制度がございますので、仮にうちのほうで解体に係る経費というのを参考見積もりというような形でその見積書を徴したものをあわせて参考に見てくださいというような形で所有者に送ったりもしてございます。ですが、なかなか対応いただけない状況でございます。過去には、お隣の方が所有者にかわって建物を撤去したりですとか、町内会で対応していただいたりですとか、また冬期間、特に屋根からの落雪事故等の危険がございますので、それを防ぐために町が除雪経費を一度立てかえて、その後所有者に通知して、所有者がその分をお支払いいただいたというようなケースもございます。町としましてもいろいろなアプローチの仕方でも今後対応していきたいというふうに考えてございます。

また、先ほど言いました計画の策定ですとかに関しましては、過去に確かに調査がございました。町としまして全く策定する予定がないというふうには考えてございませんし、その調査の回答の仕方としましては時期は未定ではありますが、今後検討の必要があるというふうな回答をしたというふうに記憶してございます。また、計画の策定ですとか、先ほどおっしゃられました協議会の立ち上げ等、法に基づいた形で今後必要な状況になれば協議したいというふうには考えてございますし、道のチェックシートにつきましても同様に参考にしていきたいというふうに考えてございます。

また、先ほどからおっしゃられていた空き家対策特別措置法、国の法律ですが、そちらに関しましてもそれにより特定空き家というふうに認定される要件につきましては、先ほど議員おっしゃられたようにうちの条例の基準に限りなく近いような状態ですので、恐らくそれに基づくと特定空き家という形になろうかと思えます。ですが、いろいろ問題もございまして、例えば特定空き家になりますとその下にあります土地、固定資産税当然かかっているのですが、普通は土地の上に建物があれば最大6分の1の軽減を受けれるというような固定資産の制度がございます。その部分が特定空き家になると軽減が解除されると。逆に6倍だった軽減がなくなることによって、単純にはいきませんが、大まかな計算でいきますと固定資産税が4.2倍程度にふえる可能性もあるということで、なかなか制度がいろいろ入り組んでございまして、全てをいいような形で活用してこの空き家対策を解消できればいいのですが、そこら辺もまた今後の勉強していきながら検討が必要な事項だというふうに考えてございます。

また、うちの制度としまして住宅等撤去費の助成制度でございまして、こちらにつきましては当初平成27年に地方創生先行型交付金というのがございまして、その初年度だけは国からの交付金をもってこの助成制度をやったのですが、2年目以降は町の単費でございまして、先ほどから繰り返しになりますが、この制度を活用すれば建物の解体費用の3分

の1、上限が50万円の助成を受けることができますので、当然所有者とされている方に対しましてもこの説明をして、速やかに措置していただくように促してまいりたいと思いますし、この制度につきましては先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、平成27年度より開始して今年で4年目となっております。現時点の申請までの累計としまして42件で、金額で申しますと1,300万円ほどの助成を行ってございます。これによりまして、空き家対策としては一定の効果があつたというふうには考えてございます。本事業につきましては、今ほど言いました金額もでございますので、財政的負担もかなり大きく、今後この制度を継続していくかという部分も検討していかなければならないですし、仮に廃止ということになりまして段階的に、例えばこの上限額を下げるですとか、そういうような形で廃止も視野に入れて今後検討していきたいというふうに考えてございますし、逆に現在あります空き家ですとか、中古住宅を活用した移住、定住対策などのほうにも移行していきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

3番議員、渡辺倫代君。

○3番（渡辺倫代君） 例えばご答弁いただきましたが、27年度から始まった町の、費用の3分の1、上限50万という助成ですが、これが今42件で1,300万円の町の負担であるということでもありますので、これから空き家等対策計画の策定というのはやっぱり考えるべきではないかと思えます。今策定済みの市町村が774、それが45%でありまして、最終的には策定予定なし、策定未定とか、この町村が500ぐらいでございます。平成30年度以降で38、平成30年度327市町村となっております。ほぼ半数の全国の市町村が策定を終えるという状況であるとアンケートといえますか、これには載っております。平成30年の、今年の3月31日の時点でそのようになっているわけです。この近隣では、北竜町が上がっております。あと、南空知では栗山町。北竜町の場合は、策定計画というのでホームページに載っているわけではなくて、条例を改正されて、28年に附則として書かれて協議会も書かれておりました。それで、それを行うことによって空き家対策ということが社会資本整備総合交付金とは別枠でやられているものと、それから社会資本整備総合交付金等の基幹事業で行われているものがありまして、いずれにしても計画というのは策定されていなければならないというのが条件でございます。あと、先ほどいろいろ空き家の所有者が特定されないときに文書を送っているとおっしゃっていましたが、例えば空き家所有者の特定に要する費用も、それも主な対象の費用になっているということを書かれております。ですので、空き家の活用であるということも先ほど課長がまちづくりというか、これからの活用に向けても考えていきたいとおっしゃっておられましたが、いずれにしても空き家の活用にしても除却にしても、それから空き家の実態調査にしても、全て支援事業の場合は空き家等対策計画を立てる必要があるというのは再度申し上げておきます。

それで、この2つを策定されているのが条件ですので、今現在妹背牛町でも進行中であります最上位計画であります妹背牛町第9次の総合計画にも関係してまいりたいと思います。例えば活用する場合は、空き家を買ひ、空き家の改修の費用、そして例えばです。今後10年間以上定住すること、そして子供が18歳以下のような条件で支援とするようなまちづくり事業にも考えることが可能になってくるのではないかと思います。実際下川町ではそういう計画を策定し、協議会をつくり、そして壊すばかりではないので、活用の段階でその事業を使うということで考えている。そして、それを子育て世代、子供が18歳以下の条件で支援するというような町の事業を考えておられます。計画は非常に面倒くさいのかもしれませんが、道がそれを支援しなさい、助けなさいという、法律でうたわれておりますので、福岡県なのですが、私探したのですが、空き家対策等計画のひな形というのが、これ福岡県でした。あともう町の文言を入れればいいだけのような、近年、これは栗山町も見ましたが、栗山町も近年から始まっておりました。こういう、ありまして、きちっと法律も書いてあり、これは福岡県のひな形でした。福岡県が出していて、福岡県の町村でやっているものだと思います。なので、これを策定されるというのは本当に再度言いますが、大事なことだと思います。

町長にお聞きいたしますが、やっぱりこうやって活用とすることもできるわけですし、除去をするときにも支援がございます。なので、町長も一例に挙げました商工会の隣の空き家はたくさん目にされることが多いと思いますが、今後こういうまちづくり等を考えるに当たって、ちょっと町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ご質問ありがとうございます。ただいま渡辺議員さんからいただきましたご質問の中で、空き家対策の計画の策定の重要さというのを私も、それから担当課長も充分認識させられましたし、それから第9次まちづくり計画の中でそれを生かす形で準用していくという方法もあるというご示唆をいただきました。今回ただ最初に住宅撤去の問題としてだけ認識するのではなく、まちづくりの中でそれをどういうふうにするか、あるいは使いかえをしていけるのかということを検討させていただきまして、これを持ち帰りまして、また策定に向けて準備をする考えがございますので、ご質問を承りまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

次に、8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） （登壇） 通告に従い、一般質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、商店街の維持と活性化についての商店街と行政の連携について。

①、人口減や近隣地域の大型店舗の進出により、古くからの地元商店街の購買力の低下を受けて、全国の自治体で行政連携による集積回路IC型のポイントカードによる事業運営を採用するところがふえています。一般質問の通告書を提出しました翌日、11月28日の道新に隣町の雨竜町が空知地区初という見出しで来年の1月よりこのIC型のポイント

カードの運用を始めると記事が出ていました。内容は、加盟店等33カ所で100円の買い物ごとに1ポイントが記載され、1ポイント1円で利用できる。店頭を読み取り機器にかざすだけで1ポイント利用ができる、現金化はできないと思うのですけれども。妹背牛で行っているポイントカードは、実は1ポイント2円、実際満点カードと言われているものが店屋さんは800円で、その残りの300円を運営費に充てていると、そういうポイントも多いのですけれども、一生懸命やっているものであります、ちょっと話がそれましたけれども。そのほかに健康診断などの行政サービスでもポイントがたまり、これが一番肝なのですけれども、また新たな内容として希望する高齢者が一定期間カード利用がない場合、だから1週間とか2週間とか設定してしまして、その間カードが利用がないときに高齢者のあらかじめ登録しておいた家族に安否確認のメール連絡をすると。高齢者見守り機能つきということであります。総事業費970万円、国、経産省の地域・まちなか商業活性化支援事業を利用したと思われましても、町と合わせて900万円の補助を受けて、多分これほとんどがカード読み取り機の金額だと思えるのですけれども、33カ所ですから。ハード的なものを補助いただきまして、利便性の高いカードを普及することにより町内の消費拡大につなげたいということからであります、道内の他町でもちょっと調べてみますと豊浦町はありますけれども、ためたポイントは町内の加盟店で使え、行政のイベント等、こういうのも参加した場合でもポイントをためられることだとか、官民一体で商店街活性化が期待されていますが、妹背牛町としてもぜひ検討していく必要があるのではないのでしょうかということで、町の考えを伺いたいと思います。

②、現在妹背牛商店街では、妹背牛サービスポイントカード会が中心となり、今の①の事業を行っていますが、妹背牛町も助成措置をさせていただいております。また、健康福祉課での集団健診の受診の際のポイント付与とか、あとお買い物おもてなし事業でのタクシー助成などは年々利用者が増加してきております。町としても他のサービス事業などのポイント利用の検討やそのための若干の助成など検討していく考えはありますでしょうか。町の考えを伺います。

2つ目、消費税の増税対策についてであります、来年の10月より消費税が10%になりますが、その前の駆け込み需要やその後の買い控えなどが考えられます。力のある大手量販店やスーパーなどはいろいろなキャンペーンを打ち出して対応していくと考えられますけれども、小さな商店街ではさらなる厳しい状況になっていくのではないのでしょうか。また、政府では軽減税率とか、カード決済による還元、プレミアム商品券の発行など、はっきりしないですが、考えているようですけれども、どうも考え方が中央寄りであるように思います。妹背牛町商店街では、カード決済のできる店舗は少なく、他町の大型店舗への購買力の流出が考えられます。また、プレミアム商品券の利用は町内利用には有効であると考えられますけれども、そのときの一時しのぎになって翌年度の落ち込みが予想される。前回の発行時にもそういう状況がありました。対応が必要と考えられます。このことを踏まえて、町としても何かしらの対応が必要と考えられますが、町の考えを伺いたいと

思います。

再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問の商店街の維持と活性化についてご答弁申し上げます。

まず、商店街と行政の連携についての1つ目のご質問の行政連携のIC型ポイントカードを検討していく考えはあるのかとのご質問でございますが、新聞報道等にもございまして、雨竜町に確認させていただきました。今年、平成30年度に雨竜町商工会が補助対象事業者として国の中小企業庁所管の先ほども申し上げましたが、地域・まちなか商業活性化支援事業という事業に手を挙げて、総事業費税抜きでいいますと900万円、そのうちの3分の2の補助を受けて、来年の1月に事業開始に向けての準備、先ほども議員おっしゃられていましたが、読み取り機械の導入だとか、そこら辺の準備を現在しているところだというふうにも伺ってございます。内容につきましても自治体と連携したIC型ポイントカードシステムの導入事業、それに対する要望、支援ということで、事業計画書も提出されているそうです。その事業計画書の中には、健康診断などの行政サービスでもポイントがたまる仕組みということで、またそのことが各種健診の健診率のアップにもつながるのではないかとというような計画だというふうにも伺ってございます。そのことによりまして、町として商店街の活性化のみならず、その連携によりまして町にとってもメリットがあるのではないかとということで、国の補助以外の部分で町からの補助金も交付しているというふうにも伺ってございます。

本町におきましては、平成26年度から既に町主催の事業に参加した場合にはモスピーカードのポイントを進呈してございます。平成30年度、今年度におきましては健康増進、疾病予防事業、それから子育て支援事業、またはボランティアの環境美化活動、これら全て21事業を対象としてポイントの進呈を行っているところでございます。雨竜町及び雨竜町商工会においては、このような先進的な取り組みをしているということで、本町を参考にその申請に当たる事業計画を作成し、補助申請を行ったというふうにも伺ってございます。また、中小企業庁の事業につきましては非常に競争率が高いということで、採択されるためには事前の調査を実施する必要があるというふうにも伺いました。雨竜町商工会におきましては、今年先ほど言いました事業に手を挙げて採択されたところなのですが、その前年の去年、平成29年度に330万円をかけて消費動向調査というのを実施してございます。なかなかハードルが高いというふうにも伺ってございますが、行政との連携ということのを売りにして申請して採択されたというふうにも伺ってございます。いずれにしましても、官民一体での商店街活性に向けて商工会さんと町のほうが双方で知恵を出し合ってその手法を探っていく必要があるのではないかとというふうにも考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2つ目のお買い物おもてなし事業の内容の充実やさらなる助成を検討していく考えはあ

るのかというご質問でございます。町としましても先ほども申しましたが、数多くの町主催事業との連携も既に行っておりますし、そのほかの部分でいいますと定住等推進事業としまして、例えば土地の購入ですとか、住宅新築、中古住宅の購入、さらには生活支援、出産育児等の支援も行ってございまして、それに関しましては商工会の商品券での交付というも行っているところでございます。まず、さらなる充実ということでございますが、平成32年から第9次のまちづくりの計画が始まりますが、それに先立って本年度まちづくりのアンケートを実施してございますので、その中でもさまざまな意見を頂戴しております。その意見とか要望も参考にさせていただき、今後協議していきたいというふうに考えてございます。

続きまして、消費税増税の対策についてのご質問でございますが、現在さまざまな報道がございまして、現時点でははっきりしたことは正直何も言えないような状況であるというふうに考えてございます。政府が今掲げている景気対策につきましては、需要を先食いしただけにすぎず、対策の期限が来るころにはさらに追加の対策を求める声が強まるのではないかという、そのようなことが必至であるというふうに考えてございますし、経済再生担当相、茂木さんにおかれましても経済環境を見ながら、施策の景気対策が必要であるとふうに発言されてございますし、そのことがこの景気対策を延長するのではないかという、そのような含みも持たせた発言でありました。町の対策というよりは、国としての景気対策が必要ではないかというふうに考えてございます。交付税に例えばこの増税に係る配分があるというならば、またその活用を図っていきたいというふうには考えてございますが、恐らく景気対策としての算定はないものというふうにも考えてございます。増税に向けた対策が大きいほどその反動も大きく、これらの対策を講じる国の責任においてその後の景気対策を考えるべきだというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） まず、①の商店街と行政の連携についてでございますが、偶然近隣町でのICカード利用が始まり、一つの例といたしました。課長さんもお苦労されて調べられたと思います。もっと早く開始している自治体の中では、高齢者見守り機能のほか、これ子供の見守り機能というものがございまして、メールサービス機能を実施されているところがあります。山形県鹿角市のハミングカードとか、成功例として、これをまた周りの自治体で研修対象として実施しているところが出てきています。子供見守り機能というのは、お守り型の、キーホルダー型のICカードと申しますか、ランドセルにつけられるようにして学校の帰りに端末にかざすとあらかじめ登録された保護者にメールが届く仕組みで、子供の所在地が把握され、その保護者にも、またカード事業に興味を持っていただき、利用者が増加している実例であります。そのほか図書館や行政のポイント等にも活用されている。子育て支援や高齢者サポートの機能を付与できるだけでなく、将来の活用の可能

性が広がることから、町としても検討していただきたいと思いますが、改めて考えを伺いたいと思います。

2番目、商店街と行政の連携について。現在温泉ペペルでは、米里がサービスポイントカード会に入会されております。タクシー助成が利用できますが、温泉自体は入会していないため、タクシー助成は使えない状態です。また、ほかにちょっと別なところでありませけれども、有限会社SUN工房あぜみちさんとか、わかち愛もせうしさんなどは商工会会員にはなられているのですけれども、サービスポイントカード会への入会はまだされていませんが、入会に当たっていろんな問題があるとは思いますが、ぜひ入会してもらってはどうかという検討が必要あるのではないのでしょうか。タクシー助成の対象にもなりますし、また町での購買力の増加も期待されます。また、各店舗ごとのサービスポイントも最近ではビラが入っていると思いますけれども、2倍、3倍とかキャンペーンも自由にできますし、新たなサービスも期待されます。入会に対して助成も必要と考えられますけれども、町内の購買意欲の影響力が大きいことが期待されますので、改めて町の考えを伺いたいと思います。

2番の消費税対策ですが、妹背牛町の先ほど言われましたアンケート、まちづくりアンケートの意見の中で、実際他町も同様の結果が出ているところがありまして、80%を超える自家用車の保有率、その半数が複数台保有している。買い物は近隣の大型店を利用し、次に多いのが地元コンビニエンスストア、大量購入はスーパーで、不足品の買い足しはコンビニエンスストアといった使い分けをしていることが予想されます。地元利用率は50%を辛うじて維持。購入条件の回答は、品ぞろえ、価格、鮮度の順で、町内での買い物で不安に思うこととの回答がかぶっていることから、これらの課題は解決が町内に求められている。地元スーパーを利用される方は、距離が近いからの回答が多く、改善の希望は営業時間を長くしてくれと。政府の考え方では、地方、地元商店街への活性化には余り期待できない。改善は確かに大切なのですけれども、疲弊していく現状ではなかなか厳しいものがあるようですが、1番の質問と関連も出てきますが、やはり町内限定のプレミアム商品券、これは有効だと思っております。発行時期とかを考慮して、またポイントカードの連携が必要でないかと考えられます。改めて町の考えを伺いたいと思います。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁申し上げます。

先ほども申しましたが、本町においてポイントカードにおける行政連携はかなり進んでいるというふうに考えてございますが、ICポイントカードということでございますが、現在商工会さんのほうで導入しているポイントカード、一番初めは平成8年だというふうに伺っております。そのときに初代ポイントカードがございまして、それから現在のポイントカードになって、機械も同時に更新したのが平成8年からの14年後の平成22年のときだというふうに伺ってございます。今年は、それからさらに8年経過してございます。

今後その機械の更新の時期等もあると思いますので、その時期に合わせて現在の満点カードからICポイントカードへの移行という部分も含めまして、地域の方にとってよりよい方式を検討してはいかがかなというふうに、町も当然その検討の場に加わりたいというふうに考えてございますので、時期についてはその更新時期がいいのではないかなというふうに担当としては思っているところでございます。

また、お買い物おもてなし事業につきましてもサービスポイントカード会に加入していない事業所ということでお話ししたいたのですが、ほかの部分に関してはちょっと私の立場からはお答えできませんが、例えばペペルに関しましては確かに過去に商工会さんのほうから加入のお誘いがあったというふうにも伺ってございます。ペペルの経営状況は、以前よりは少しは好転しているものの、営業外収益に頼っている部分が、今のところそういう部分が大変大きく、サービスポイントカード会に加入することによりまして、例えば入館者に対してですとか、宴会を利用された方に対してポイントを付与するとなりますと、事業者負担ということで、それだけの経費を持たなければならなくなるというふうに、そういう仕組みになってございまして、現段階での加入というのは厳しいのかなというふうに考えてございますし、今後安定的な経営ができるようになれば検討していきたいというふうに考えてございます。

先ほどアンケートの話もございましたが、まちづくりアンケートの中にはさまざまな意見がありまして、その中で例えば先ほど定住の支援事業に対して商品券を使うというふうにご説明させていただきましたが、この商品券が期限が一応6カ月という形なので、使いづらくて現金でいただきたいというような意見ですとか、欲しい商品があるのですが、町内の商店にないというような、そういった意見もございました。繰り返しになりますが、地域の方、町民の方にとって何がよいのか、商工会と町の双方が知恵を出し合ってその手法を探っていく必要があるというふうに考えてございます。

また、消費税増税対策についてでございますが、先ほどとまた繰り返しになりますが、基本的には国が講じた対策の尻拭いを自治体がするべきではないというふうに考えてございますが、例えば今言われているポイント還元の話でいきますと、本町の状況についてはわかりませんが、例えば国内のキャッシュレス決済比率というのは2割程度というふうに伺ってございます。また、現在町内で対応できる商店は2店舗というふうにも伺ってございます。高齢者や所得の低い方はクレジットカードを持ってないというような場合もあるというふうにも聞いてございますし、また持っている方でもポイントがカードの会社によってはポイント還元の恩恵にあずかれないケースも出てくるかもしれません。仮にそのような事態になりまして町民の方に極端な不公平感ですとか、不利益が生じることとなれば大変大きな問題だというふうにも考えてございます。今後も国の動向を注視してまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） 大変理解いただき、いろんなことにポイントカードの付与されていることに感謝申し上げますけれども、他町のいろいろな購買力の囲い込みにより、この影響はポイントカード会への影響も考えられる。毎年の発行枚数1,000枚程度なのですけれども、この約半数が町外利用者です。他町独自での公営民設店舗の設置や大型店舗のチェーンによる小型店舗の展開、また新たなポイントシステムの利用等により、やはり町内での利用者の利用度で影響を受ける。町内での利用者の多い企業、考えるべきところではペペル温泉がやっぱり大きいと思います。

ちょっと話違うのですけれども、町長の選挙公約6番目です。高齢者お出かけサポート、免許返納にも対応し、商工会おもてなし事業との連携でしょうか、これ。矢印が入っているのですが、また3番目にペペル温泉半年券、3万円から2万5,000円ぐらいに値下げして再集客とありますけれども、いろいろと先ほどから話ししているところでもありますけれども、値引きはなかなか、温泉の値引きです。厳しいところでもありますけれども、例えばポイントサービス会に入って、サービス内容によっては例えば満点カード500円、1,000円で年間券購入時、半年券購入時ですか、最大5枚までとか、そういうキャンペーンを打てば可能性が出てまいります。この場合、実際2,500円の値引きとなりますし、またその分新たな町内の買い物意欲の増加が期待されます。割と女性の方はカードをお持ちなのですけれども、男性の人は何か恥ずかしいのか、ちょっと持っている人は少ない、そういう。温泉がそういうふうに割引ができれば、またそういう持たれる方もふえてくるのではないかと考えております。このことも含めて、町長の考えを伺いたいと思います。

また、消費税の増税は避けては通れないのですが、その影響の対策はできると思います。行政と商工会の連携について、IC型カード購入、カードのほかにもどんなものが妹背牛には有効になるのか、スマートフォンでの利用、またこれの公平性、あと鉄道沿線地域ではスイカ等のカード、ああいうものを使っているところもあります。わかち愛での活動に対してのポイント付与とか、ペペル温泉のタクシー助成等々検討していくことは多々あります。また、検討していくとともに、行政と商工会、役員会の合同研修視察とか、私役員になって10年超えますけれども、本当は一番やらなければならない商工会の役員会で視察研修というのはほとんどないのです、予算的なものもありますけれども。そういう助成措置と言ったら失礼かもしれませんが、検討していくとともに、現在のサービスポイントのさらなる拡充と新規入会への研修など助成も考えていただきたい。町長の選挙公約も含めて考えを伺いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ご質問ありがとうございます。ただいま赤藤議員にお答えしました担当からのお話も加味しましてお話をさせていただきたいと思います。

まず、商店街と行政の連携について。うちの商工会はやはり先見の明がありまして、早

くからポイントカードを導入、それから行政との連携を行いまして、今まで説明がございましたように健康診断を含め行政のいろんな活動に参加される町民の方にポイント付与をなしてきたと思います。赤藤議員がご指摘のICポイントですけれども、これが特に内地のほうでは見守り機能とか、それからお年寄りの安否機能ということとセットにしまして、地域の商店街の活性化と結びつけるという一つの国の指針の流れもあって研究されているというお話をきょうは伺わせていただきました。その方法ですけれども、先ほど担当からも申しましたようにこれからポイントカード会の新しい22年の機器更新の時期に合わせて町のほうもその検討会に入らせていただきまして、その可否あるいは有効性について検討させていただきたいと私も思っております。

それから、もう一つですけれども、消費税増税の対策についてに関しまして、まず1つはペペル温泉なのですけれども、議員はご存じのとおり第三セクターというところはもうけを出すための企業ではないのです。もうけが出るような場合には、それはもう既に民間化されているということで、利益がそんなに上がらない、ある種の社会福祉のために町が打っていくという、利益と、それから支出がとんとんになるぐらいのところざりざりのところで、それがベストというものがスタートの軸になっております。ですから、議員がご指摘のようにペペル温泉の営業収益の中から事業費を展開して、例えば妹背牛の商店街とセットにリンクしていくという動きになるためには、やはり営業収入というものも上がらなければいけませんし、商店街、それから議員さんも含めて温泉にどっぷりつかっていただくという方向性もなくはないと思います。これは、まだこれ考えていくべき問題だと思っておりますし、それからその有効性はあながち無視できないと私も思っております。きょうは、その問題を持ち帰らせていただきまして、担当とも研究させていただきますということでお答えにさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で8番議員、赤藤敏仁君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

まず最初に、妹背牛温泉ペペルについてお尋ねをいたします。町内外から愛され、親しまれている妹背牛温泉ペペル、早いもので26年を経過しようとしております。この間従業員が鋭意経営努力されていることにつきまして敬意を表したいと思います。これらのことを踏まえて、今後の経営向上に資すると考え、妹背牛温泉ペペルの現状と評価についてお伺いをいたします。

まず、1点目、平成28年に国の地方創生事業として妹背牛温泉療養効能実証事業が行われました。当初温泉水を活用した料理の提供などを予定していたようでございますけれども、事情により計画変更を余儀なくされましたが、その後の計画についてお伺いをいたします。

2点目、妹背牛温泉ペペルの経営上、従業員に対する教育の重要度についてお伺いをいたします。

3点目、町長が議員時代に見ていた妹背牛温泉ペペルと今実際に経営に携わる立場になって思うことは、多少なりとも違うのではないかと考えております。町長、また振興公社社長として妹背牛温泉ペペルの現状と評価についてお伺いをいたします。

2件目としまして、本町の移住、定住対策の見地から見た本町在住の外国人技能実習生の支援と各事業所従業員に対する移住、定住対策についてお尋ねを申し上げます。現在国では、入管難民改正法案が衆参両院で審議され、成立を見たところでございます。しかし、今定例会では現行施行されております外国人技能実習制度をもとに伺っていきたく思っております。また、在町の各事業所従業員、ここでは一般人に対する移住、定住対策、特に移住対策についてお伺いをいたします。

1点目、本町においては2カ所の事業所が外国人技能実習生を採用されております。本町在住の外国人技能実習生の人数などを含め、行政が現在把握していることについてお伺いをいたします。

2点目、在町の事業所従業員の多くは、町外から通勤されているとお聞きしております。これらの方への移住対策は、現行のままで充分と考えておられるのかをお尋ねいたします。

再質問を留保しまして質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから議員ご質問の1つ目の妹背牛温泉療養効果実証事業についてご答弁申し上げます。

当該事業は、国の地方創生加速化交付金により平成28年度から平成29年度にかけて妹背牛ブランド開発プロジェクト推進事業というような形で実施してございます。温泉療養効果実証事業のほか、温泉水の効能を活用したメニューや特産品の開発及び温泉等のPR事業を実施しており、平成29年度には温泉水を使用したメニュー開発に取り組み、同年8月にはそれを使用した新メニューを提案したところですが、保健所との協議の結果、温泉水を直接料理に使用することができないということが判明してございます。それによりまして、拡張したメニューの提供を断念しているところでございます。その後飲泉をPRするため、エントランス等への飲泉ができる設備の設置も検討してございましたが、実現には至ってございません。現在は、飲泉効果を専用のパンフレット、ホームページ、ポスター等でPRを行ってございますし、広報もせうしにおいて今年の9月号からこの実証事業にかかわっていただきました温泉学者、医学博士の松田氏により妹背牛温泉の潜在能力を解明するという記事を毎月連載してございます。これらをあわせてPRしているところでございますが、また温泉水を使用したグッズですとか特産品の開発につきましてもこれらに要する経費が多額でございまして、現時点ではその開発についても踏み切れていないような状況でございます。今後は、引き続き温泉の療養効果をPRしつつ、温泉施設の今後恐らく出てくるであろう温泉自体の大規模改修ですとか、そこら辺に関しましてその必要性和実施時期を検討していく中で、例えば飲泉場所を設置するですとか、そのようなことについてもあわせて模索していきたいというふうに考えてございますので、ご理

解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 広田議員②番の妹背牛温泉ペペルの経営上、従業員教育の重要度について伺いますに対して答弁をさせていただきます。

私やはり自分も商人の出ですので、お客様をお迎えして気持ちよく接遇する、接客するという温泉の従業員さんたちの仕事柄に対しては非常に興味を持っておりました。これ議員時代からずっと見させていただきまし、町長になってあそこの社長という立場でも見させていただきました。つい2週間ほど前、町が行いました職員のための接遇研修、それは町にいらした方たちに対する電話応対、それから町民に対する対応に対する接遇研修という講座がございまして、そこにうちの担当課からお願いして向こうから職員何名か来ていただいて、勉強していただきました、2時間ほどですけれども。それは、実際には接客とはまた違う基本的なものなのですけれども、それにも出ていただきました。私もちょうどその時間帯2時間参加させていただきました。それで何かが変わるような時限ではございませんので、私やっぱり従業員教育というのはもう経営の60%を占める重大なものだと思っています。これに対しましても今徐々にその手を差し伸べて、どういうふうに動かしていこうかということ春先からずっと考えておまして、全く無策で動いているわけではございません。今徐々に動いておまして、料理、それから接遇、接客を含めまして動きの渦中にございますと答弁をさせていただきます。目がぱっと変わるようなすばらしい変わり方をするためには、例えば給料を上げなければいけないとか、そういうテクニックもあると思いますけれども、うちの町の規模で維持していく中で、そしてやっぱり気持ちよくお客さんにお金を払って使ってもらおうと。非常に悩ましい中での研修になると思えますけれども、これには手をこまねいているわけではございませんし、これからも議員ご指摘のいろんな問題について検討しながら充分立ち向かっていきたいと思っております。

次、3番目、町長、振興公社社長として妹背牛温泉ペペルの現状と評価について伺いますとあります。私やはりあそこで宴会料理を食べる回数が議員時代の10倍にふえました。やはりその回数食べていまして、いろんな感想を伺いました。私の中では、もう少し食べる人が同じ人間、つまり観光客のように1億人がそこに1回だけ来てぐるぐる回ってくれるような観光地ではないというこの厳しさです。つまり同じ人間が何度も食べる。この中でやっぱり工夫をして、手をかけていただいて、皆さんの味覚に合うものを、そしてその地域の特産に合うものを少しでも出していただきたい、そういうアプローチを私たちのほうから担当を通じ、あるいは直接料理のほうにも、それから接客のほうにも進めてまいりたいと思っておりますし、それは実際に行っております。また、これから佳境に入りますときには議員さんたちと相談をしながら、この問題についてもアプローチをさせていただきますので、これをもって答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうから外国人技能実習生の支援と各事業所従業員

に対する移住、定住対策についてご答弁申し上げます。

1つ目の外国人技能実習生の支援についてのご質問でございますが、町内の2事業所において現在36名の実習生を受け入れてございます。この従業員につきましては、全て外国人技能実習制度を利用してございますので、法律名でいいますと外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、この法律に基づきまして所定の試験と面接などの選考を経て各事業所に受け入れられているというふうに伺ってございます。また、広報もせうしの12月号におきましてもこの2つの事業所を訪問して取材させていただいておりまして、その中でもいろいろなお話を伺い、特集記事を組んでいるところでございます。現段階では、町としましては支援などは行っておりませんが、36人ですので、本町の人口の1%を上回るベトナムの方々に対して今後どのような支援等ができるのか、国の動向も注視しつつ、いろいろな情報を収集しながら検討をしまいたいというふうに考えてございます。

2つ目の事業所に町外から通勤されている方への移住対策についての質問でございますが、少し前の情報なのですが、平成27年度の国勢調査の結果では他市町村から本町へ通う従業員数が474人ということでした。また、本年の12月の6日現在で住宅の状況を申し上げますと、公営住宅のあきが2戸、民間のアパートのあきが2戸、合わせて4戸ということでございますが、近年公営住宅の建てかえを行っているところなのですが、本町の人口が減少している中、交付金事業として新規の公営住宅建設は認められず、その戸数は年々減少傾向になっているところでございます。このことから本町では基本的に住宅が減少しているということで、住む場所の確保が急務となっております。

そこで、以前からご提案させていただいておりますが、民間による定住促進賃貸住宅建設に対する補助事業というのを実施いたしまして、公営住宅のように所得などの入居制限のない、安価で入居できる住宅の確保をまず第1弾の方策として目指していきたいというふうに考えてございます。また、今のところ新築のみ対象というふうに考えてございますが、今後は空き家ですとか中古住宅の改修をした中の賃貸住宅の補助対象というところも含めて検討していかなければならないのかというふうに考えてございますし、当然財政協議等必要ではございますが、事業拡大も視野に入れた形で検討をしまいたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） まず、1点目の温泉ペペルについてでございますけれども、今ほど課長からのご説明ございましたとおり、最終的には今考えているのは飲泉ですか、もう将来的にやりたいというような話もありました。課長おっしゃったとおり、現在毎月広報において妹背牛温泉水の効能について広く町民に周知をされているところであります。このことについても町民に対して実証実験の結果を広く周知するということがいいことで

はないかなと思っております。

今年度の町長の町政の執行方針で、この実証実験について少し触れられております。ちょっとご紹介させていただきたいと思っておりますけれども、源泉かけ流しの飲用温泉水は泉質を医学的見地から血糖値を下げる効果など生活習慣病予防があり、療養効果をセールスポイントに営業活動強化に努め、利用者の減少を食い止め、安定した経営を目指してまいりますと、このように町政の執行方針で言われております。ですから、2番目の従業員の教育のことで答弁いただきましたとおり、町長もいろんな機会に従業員の方に叱咤激励されながら経営に当たっているということはわかりますけれども、せっかく多くの町民の方の協力を得ながら、経費は持ち出しはほばないと聞いておりますけれども、約300万円かかっていたと思っておりますけれども、多くの経費をかけながらやったわけですから、何らかの、特に私聞いていたのは今課長おっしゃったとおりロビーで飲泉ができるような場所をつくりたいというのは以前からお聞きしておりました。ぜひこういったことを実現されるよう、またほかに実証結果を営業、経営の向上につなげる方策を検討していただきたいと思っております。

続きまして、2点目の従業員教育ですが、今ほど少し触れましたけれども、町長事あるごとに従業員の方とコミュニケーションとりながら経営努力しているのだという答弁でございました。私も決して今従業員の方の接客の質が悪いとは思っておりません。きょうも多分今もう営業されておりますから、お客様をお迎えすべくそれぞれのポジションで頑張っていることと思っております。しかし、料金をいただいてお客様においでいただいている施設である以上、接客の質を高めていく歩みをとめてはいけなないと考えております。私近隣の従業員の教育について伺う機会がございました。その中のお話によりますと、それぞれのポジションで研修の機会を設けているようです。そしてまた、その研修の結果をレポートにまとめて提出をさせて、今後の経営につなげていくというようなことをされているようです。例えばレストラン、また宴会部門でもその研修では料理の内容、また宴会のプランはどのようにされているのか、また食器、これは料理の質、内容とはまた別に食器というのは非常に、たまたまだったのですが、きのう、おとといですか、第9次のまちづくりのアンケートの中に食器のことを書かれた方がありまして、今課長首振っていましたが、私もたまたま見かけたのですけれども、この食器というのはより食材を引き立てる。言わなくてもおわかりと思っておりますけれども、本当に付加価値をつけるのに非常に大事なものだと思っております。こういったものも研修させているようです。

私もせんだってペペルへちょっとお邪魔しまして、直接お話を伺わなければいけないということで、また仕事の話してはいけないということで、朝8時半ごろがいいということなので、8時半ぐらいに伺いまして、マネジャーにお話を伺ってまいりました。事務所を清掃する、それからレストラン、それぞれ出勤時間といたしますか、シフトが違うわけですから、研修するにしても一堂に会してやるということは非常に難しいのではないかなと思っております。ペペルでいいますと、例年5月と10月に整備と点検を兼ねて3日間休館日をと

ってられるようでありますけれども、マネジャーに聞きますとその中の1日については完全にあいているということをお聞きしております。その1日を使って、一遍に行ければ一番いいですけれども、何班かに分かれて研修をさせていくのも一つの策かなと思っております。この管内、北空知管内だけでもたくさんの温泉があります。それらの温泉と差別化を図っていくということは非常に難しいわけなのですけれども、温泉全体で接客のスキルを上げていくことが付加価値としてのサービスをお客さんに提供できれば、ほかの温泉と自然と差別化が図れるのではないかなど、そんなふうに考えております。この辺も町長のお考えお聞きしたい。社長としての立場のお考えもお聞きしたい。

それから、2件目の外国人の実習生の件でありますけれども、この件につきましては今私ここで質問させていただいておりますけれども、10月にある妹背牛町の委員会に、総務厚生常任委員会での定例会にお邪魔したことがございます。その際にある委員の方から本町に技能実習生の外人の方いるのだけれども、会社だけに任せていいのかと。行政で何か支援できることはないのだろうかねというような意見をいただきました。それをもとに、私以前にも人口減少問題でこの外国人の技能実習生のことについて質問させていただいたことがあるのですけれども、今回は町民の方を意見踏まえて各事業所に出向いてまいりました。直接担当者からお話を伺って、この議会で深掘りを今させていただいているところであります。

概要については、今課長おっしゃったとおりで、佐藤鑄工さんでは男性が24名と女性が4名、ほかに就労ビザで1名、男性の方がいらっしゃいます。これは、技能実習生ではありません。ベトナムの工科大学を出た方で、そこを卒業されて日本の鑄工技術を勉強しに佐藤鑄工さんにいるということで、ほとんど事務所にいるような話をされておりましたけれども、実際に現場に入って作業されるということではないようなお話でした。それから、ホクレン包材さんについては男性2名、女性5名の計7名、全部この2事業所足しますと36名ということになります。全員がベトナムの方で、この方々最長で在職期間が3年間ということですので。本当は、3年が終わってもう一度試験を受けたらもう2年間延長できて最長5年間勤められるのですけれども、その3年目に受ける試験というのが日本語がかなり堪能でないと受からない試験だそうです。今妹背牛に佐藤鑄工さん、それからホクレン包材さんにいらっしゃる方については、残念ながらその試験は受けなくて3年間の在職ということになるということです。宿舎については、佐藤鑄工さんについては全員町内に住んでおられまして、3町内に1カ所、13町内に2カ所、20町内に1カ所、この計4カ所で、全員が自炊生活をされております。ホクレン包材については、男性は自社寮で、女性5名は2町内の一軒家を借りて自炊をされています。福利厚生については一般従業員と同じ待遇でありまして、賃金については最低賃金、北海道でいきますと835円になりますけれども、だそうです。佐藤鑄工さんでは、広報にも出ておりましたけれども、日本語教育にも力を入れておられます。また、この36名の外国人、ベトナム人の方については全員住民登録をされておられまして、れっきとした妹背牛町民であります。

妹背牛町の人口も今年3月末に初めて3,000人切りました。このことはご案内のとおりだと思います。切って、その3月末では2,995人ということになりました。さらに、社会減、また自然減に伴って人口が漸減していく状況であると言わざるを得ませんけれども、この10月末現在では2,992人と激しい減少とはなっていない状況です。外国人技能実習生の存在が非常に大きいのではないかなと思っております。この2年後、2020年に国勢調査があります。その際の人口によりまして、普通交付税の額の決定の大きな基礎となるというふうに伺っております。もちろん外国人技能実習生もそのときに、調査の3カ月前までの人が対象だということでもありますけれども、在住されていれば対象になります。人口が1人ふえるごとに、前に町の職員の方からお伺いしたことがございますけれども、普通交付税が33万円ふえるのだというようなお話を伺ったことがございます。このことから先ほども申し上げましたとおり、実習生の存在というのは非常に大きいものと思っております。これらを踏まえて、技能実習生、また受け入れ先の事業所に対する行政の支援について、その可能性を伺いたいと思っております。

1点目につきましては、借家、また佐藤鋳工さんについては自社の社員寮をまだ持っておりますけれども、これから事業をお伺いしますと事業は非常にふえるというお話でした。外国人実習生もふやしていきたいというようなお話でありました。仮に妹背牛町で今空き家を借りたり、住むところがなければ、妹背牛町を出なければならないというようなお話をされておりました。これらに対する支援ができるのかどうか。今本町で計画されております案ではありますけれども、定住促進賃貸住宅建設事業ですか、これに関しては残念ながら自社の社員寮については対象外となっています。これを全国的に見ますと、対象内にされているというのがあるのです。長くなりますから1つだけご紹介しますと、これ一番妹背牛に近いやり方なのですけれども、岡山県の和気町というところがありまして、名前もほぼ妹背牛の案と同じ、民間賃貸住宅建設支援助成金等制度という制度だそうです。この一部を改正して、社宅も対象とした事業となっているようです。この助成の支援の仕方については、建物に賦課される固定資産税相当額を免除すると。10年間免除するというような支援の仕方だそうです。こういったことが当町でも可能かどうかをお伺いします。

また、2点目、病気の際、今シーズンでありますけれども、インフルエンザ予防注射などされているようであります。しかしながら、佐藤さんにつきましては人数も多いことから何班かに分けて診療所のほうに行かれているようでありますけれども、社員の方がワゴン車に乗せて、その間仕事をとまるわけなのですけれども、そういったことで非常に煩雑であるということで、できれば診療所の送迎バス、運行したバスというか、車を運行されておりますけれども、こういったものも使われてはどうかと思っておりますけれども、そのお話も私はしてまいりましたけれども、そういった病気、またインフルエンザ等の予防注射などの際の病院にかかるときの交通手段について支援があればありがたいというお話でした。

また、3点目、先ほど申し上げましたように日本語の教育をされておりますけれども、このときの支援をしていただきたいというお話です。深川市では実施をされているということでありました。

4点目につきましては、本町で行っている各種の支援事業、例えば30年のこういったものありますけれども、この事業の内容がわからぬと。わかりづらいと。この周知の方法を何とかわかりやすいように改善できないのかといったことが言われておりました。また、私も妹背牛町のホームページ開いてみましたけれども、空き家の情報とか出ていますけれども、あれいつどのぐらいの頻度で更新されているのかわかりませんが、ちょっとこの辺は後の答弁を待ちますけれども、できれば常時新しいニュースソースを入れて更新をしていただきたいなと思っています。

5点目に、実習生と当然妹背牛町に在住されておりますから、町民の交流を図る上で町内会、先ほど言いましたけれども、20町内、また2町内、いろいろ何カ所かありますけれども、町内会のイベント、また町のイベントに参加する際の支援について何とかお願いできないのかというようなお話でございます。

以上、事業担当者からの要望なども踏まえて、含めてお伺いをいたします。

最後に、在町の事業者、事業所に町外から通勤されている方が非常に多いということをお伺いしましたけれども、この移住対策について、例えば佐藤鋳工さんでいいますと全従業員が116名、うち妹背牛町内に在住されている方が外国人が29名、一般の方が19名、町外から通勤されている方が68名となっております。これは、一つの事業所のケースでありますけれども、これ1つとっても68人の方が町外から通勤されているわけでありまして。せっかく事業所が妹背牛にあるわけですから、それぞれいろんな事情はあるかもしれませんが、この中の一人でも妹背牛町に住んでもらうための対策を講ずるべきと考えております。先ほど申し上げましたけれども、本町で予定されております定住促進賃貸住宅建設事業でしたか、こちらのほうは建て主と申しますか、賃貸住宅の建設主に対しての補助事業はございますけれども、入る側に対しての助成が全くないということで、非常にもったいないなというふうに思っています。できれば移住に限って、ある一定の在住期間を設けて、10年なら10年でもいいのですが、そういった要件を設けながら子育て世代、また単身者も含めて入る側にも支援をしていくことが相乗効果を高めるのではないかなと思っております。この点についてもぜひお考えを伺いたいと思います。

再々質問を留保してこれで質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 第2回目の答弁をさせていただきます。

まず、①ですけれども、私が町政執行方針で飲泉を含みます健康効果について認識しておまして、それをもとに妹背牛温泉の発展を図るというふうに考えておしゃべりしたのは事実でございます。現在広報を中心に妹背牛温泉療養効能実証事業の説明が行われておりますけれども、私が読みましたのは非常に専門的で、これが血糖値が下がるだとかいう

言葉をぼんとしていいのかどうかという意味では多分医学的な面で簡単には使えないのかもしれませんが、よく読んでも健康にかなりいい感じがするのだなという以上のことはなかなかぼんとわかりにくい感じがいたします。ですが、これをやはり温泉の事業効果としてこれからうたってやっていかなければいけないと。そのやさき、飲泉をするための方針であった水を使えるかということになりまして、保健所と折衝したところ、それがどうも使えないらしいと。ただ、私実際保健所長とまだ会っていないのです、私の前の段階だったので。私直接会ってどこがどういうふうにだめなのかということも確認しまして、これから先の方向に進めてまいりたいと思っております。

2番目の5月、10月の休館日を利用して研修をしたらどうかと。私も別に頭ごなしに怒ってちゃんとやれと言っているわけではありませんので、そういう手法もいいかと思えます。ただ、問題は1つは年4回をシーズンに分けた料理の出し方をしているということで、私接客も大事ですけども、料理もやっぱり大事、50点、50点で100点になると思うのです。そこに対するアプローチを今まで長い間どうもしてこなかったのかなという形で、今そこに非常に深く切り込んでおります。この内容に関しては今詳しく言えませんが、この問題を避けて通るつもりはございません。それを使わせていただきます。5月、10月の休館日を利用して従業員さんたちに研修、レポートなどのやる気持ちになっていただけるように取り組んでいきたいと思っております。

次、移住、定住対策に移ってよろしいでしょうか。よろしいですか。

(何事か言う者あり)

○町長（田中一典君） いいのですか。済みません、2回目。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） まず、外国人技能実習の関係なのですが、先ほど広田議員おっしゃられたように町内会とのかかわりでいいますと、例えば1区20町内会のように地域の方から率先して実習生に対して声かけをしたという事例も伺っております。コミュニケーションを兼ねた環境整備、町内会の環境整備への参加を呼びかけていくような事例も伺っております。大変素晴らしいことだと思っております。そういう自主的な活動、動きも期待しているところでございますが、町としましては現在完全に構想段階なのですが、先ほど議員おっしゃられたような例えば日本語の支援ですとか、医療機関に行くときの困り感だとかということも把握しているところなのです。それで、ベトナム語の通訳ができる地域おこし協力隊というのをできたら募集したいというふうに考えてございます。それによりまして実習生に対する日本の生活や技術実習の中でのサポートをしていけたらなというふうにも考えてございますし、仮にそれができない場合でもそれに準じた実習生に対する支援ですとか、事業所に対する支援等ができないかということも今後検討していきたいというふうに考えてございます。

先ほど言われていた社員寮の関係につきましても民間アパートの建設補助事業の中で、現段階では新築のアパートのみ対象なのですが、先ほどの答弁の中でもお話ししましたが、

例えばそれを中古住宅に対しても対象にするだとか、社員寮に対してもというのは当然今後検討していかなければならないというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに考えております。

それから次に、町外から通勤されている方の移住対策についてでございますが、先般実施しましたまちづくりアンケートの中でも確かに移住対策というのは一番取り組むべき事項だというふうに出てございます。当然担当としましてもそれを重点課題と位置づけておりますので、まず移住を推進するためには住んでもらう受け皿の整備ということで定住促進のための民間アパートの建設補助事業というふうに考えてございますが、それとあわせて移住と少子化対策をあわせた形の例えば子育て環境の充実を図るですとか、若い世代が魅力ある地域として本町を選択いただけるような事業展開、仮にこれも完全に仮の話なのですが、そういう方に対しての引っ越し費用の助成ですとか、家賃の助成も含めて、例えば町外から就労してくるのであればそれに対する助成等さまざまな手法があると思うのですが、そこら辺も含めた形で今後事業展開を図っていきたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○5番（広田 毅君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。再開は午後1時半からといたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

通告に従い、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

現在町の人口は、12月1日現在2,977人で、うち外国人が38人です。外国人の方を抜くと実質2,932人が定住しているのかなと思います。この数字を見ると2,900人を切るのも近い将来かなという気もしております。

そこで、質問いたします。1番目です。町職員の定住について、町職員の町外移住、町外通勤について伺います。1番目、昨年度定例会でも質問しましたが、町職員は災害などの緊急時に公務を優先しなければならないと考えていることから定住すべきで、粘り強く指導するとの答弁がありましたが、この約1年間の指導と現状をお聞かせ願いたい。

2番目に、来年度新規採用者の定住についてどのように対応しているのか伺います。

3つ目に、人口減少に歯どめがかからない状況で、一人でも人口をふやすためにも町職員は本町に住民票を置くべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

2番目に、ペペル温泉について、料金改定についてお伺いします。1、町長の公約であるペペル温泉半年券は消費税改正までに検討すると答弁がありましたが、町民から半年券はいつ下がるのですかと聞かれます。町長は、公約である半年券の料金改定を消費税に関係なく検討しないのかお伺いいたします。

2番目に、町長はペペル温泉の経営は70歳以上の300円が多いよりも半年券の3万円のほうが経営しやすいとお話ししておりますが、それであるならばペペル温泉の半年券だけでなく、1年券、1カ月券の発行は検討しないのか伺います。

3番目、ペペル温泉の料金はいつまで検討し、改善するのか、時期を伺います。

再質問を保留し、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から町職員の定住について答弁いたします。

初めに、約1年間の指導と状況についてですが、昨年6月、第2回定例会において議員から質問に対し答弁後から個々に対応してきましたことは昨年の12月定例会におきまして答弁させていただいております。その後の経過としましては、本年1月、定例会におきまして渡辺議員からも質問がありまして、その質問の答弁要旨等の文章を添えて個々に対応しております。その対応としましては、本年の4月11、12日の2日間にかけて町外居住者、職員の9名を対象にしてございます。ただ、その中で結婚により嫁ぎ、持ち家の居住という4名を除く5名に対しまして、私が直接個々と面談を行ってございます。面談におきましては、対象職員の5名のうち親元から通う3名につきましては本町に居住したいという意向はもちろんございました。ただ、現行におきまして午前中の一般質問等にもありましたが、アパート等の居住の場がないということが第一の原因でございました。それにつきまして今後におきましても継続して空き家の状況を情報収集も行いまして、早期に居住の指導をしているところでございます。また、残る2名の職員につきましては、現行では家庭事情により難しいということもお答えはいただいております。しかし、今後時間をかけ検討してもらおうということで、もちろん家庭内で検討していただくということも含めた中で対応させていただいております。この2名に対しましては、特にこれまでの経過から、町民からの声及び災害等の緊急時の対応を含めまして現在の立場を自覚しまして町内居住に向けた行動をとっていただきたいということの指導も行っております。

なお、今後におきまして一人でも多くの方が、また職員が実行されることを引き続き継続して指導してまいりたいと思っておりますので、特段のご理解をお願いいたします。

次に、2番目の来年度の新規採用職員の定住についてでございます。平成31年度職員採用につきましては、初級1名、上級職1名、それと保育士2名が内定してございます。初級職1名につきましては本町在住であることから、二次試験におきまして町内の居住は確認してございます。上級職1名につきましては、小平町在住でございます。二次試験の

面接時におきまして本人に確認し、本町への居住ということを確認してございます。その時点におきまして本年のと同様13町内にあります職員住宅のほうを職員の入居ということで予定してございます。保育士2名のうち1名は本町在住でございますことから、先ほどの初級職と同様町内居住ということを確認させていただいてございます。また、もう一人につきましては、現在深川市に在住でございます。したがって、本人につきましては本町の居住を希望してございます。ただ、先ほどの1つ目の答弁と同じように現在あき状況がございませんので、その把握をしながら本町に居住ということを進めていく予定でございます。これにつきましては、町の単身者住宅はもちろん、各事業者によりますアパート等の空き部屋の情報提供ということで、こちらのほうから直接お願いさせていただいている状況でございます。

次に、3番目でございますが、町職員は本町に住民票を置くべきということでございます。本町の人口減少は、議員のおっしゃるとおり大変厳しいものでございます。この危機感に対しましてご質問だと思えます。現行町外居住者は、私どもの立場としまして今居住している場所に住民票を移動させなさいとはなかなか言えません。前回、昨年等々におきまず答弁の中でも申し上げさせていただきましたが、公務員としての自覚のもと、可能な限り妹背牛町に転入、居住をしていかなければならないことを考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） ペペル温泉につきまして、石井議員のご質問にご答弁を差し上げます。

私の公約でありますペペル温泉半年券、公約のつもりでございましたし、今でもその気持ちはそれほど変わってはございません。しかし、1年前に12月議会で議員のほうから提出されました附帯決議というものがございました。ご存じのことと思えます。ペペル温泉の将来にかかわる修理、修繕に係る費用が必要になるため、半年券の安易な値下げは思いとどまるようにという趣旨と読ませていただいております。町長公約としましては、確かに議会に提案、実行したいのはもちろんですが、一方私のもう一つの立場であります温泉経営者として温泉の安定的経営という課題が課されているわけですし、湧水源の安定的供給にかかわる諸問題は依然として重いものがございます。皆さん9月の地震のことは覚えていると思えますけれども、あの震源地は確かに胆振東部でございました。しかし、うちの温泉も下から自噴している低い温度の温泉はそのままだったのですけれども、ポンプアップしている、1,500メートルから上げている温泉は一時温度が不安定になりました。その影響もかなり受けている可能性もございます。これから議会のほうにご提案しまして、その調査等に係る費用もございまして、この温泉源の安定確保というのが温泉経営の一番の柱になっておりますので、今公約を優先して考えるという状況にはたまたまはございません。そういうこともありますので、公約を優先するという状況には今のとこ

ろはないということでご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） 私のほうから2つ目の会員券と3つ目の温泉料金の改定時期についてご答弁申し上げます。

まず、会員券については、これ温泉の経営改善としてそれまでの4万円の年間券及び1万2,000円の3カ月券、これを廃止し、平成26年7月1日より現行の半年券3万円への一本化を図ったところであります。この廃止の背景といたしましては、利用者の公平感と適正な受益者負担の確保、これを第一義としたところであります。また、年間券は利用者の高齢化と相まって1年というスパン、これは長過ぎだったのでしょいか、年々利用者も減少しておりました。3カ月券に至っては、会員券利用者の1割余りとそもそも利用者が少なかったこともあり、半年券への一本化となったものであります。この年間券、3カ月券の廃止と半年券の設定については、平成24年より約2年という長い時間をかけて、議会はもとより町民の皆さんのご意見をいただき、時には町政懇談会でもかなり強いご指摘をいただいたところがございますが、その協議を重ねた結果でありまして、これを再びの年間券、1年券ですが、の発行、ましてや1カ月券の発行については現行においては考えていないということでご理解をいただきたいと思ひます。

次に、温泉料金の改定と実施時期についてですが、半年券3万円はこの額として適正な受益者負担の確保が図られるかといったことは別として、それまでの2万1,000円、半年券が2万1,000円でございます。これが約43%の増額となることから、消費税が10%となった折、これは当時は平成27年10月に10%での増税が予定されておりました。でも、その料金は据え置くとその基本的な考え方でありました。それが増税が平成29年4月に延び、平成31年10月への再延期となっている現状であります。現行料金3万円は10%増税時でも据え置くとその基本的な考え方は今のところ変えておりません。また、入館料500円については、現在検討しております町有公共施設等の使用料同様に8%消費税時に転嫁を見合わせた3%分を含め10%消費税時に5%の消費税を転嫁することが妥当と考えております。ですから、今500円ですから5%、530円程度になるのだろうかと思ひますけれども、ただこれ戦略的なことも考慮した中では近隣の類似温泉施設の動向も注視していかなければならないと考えております。場合によっては500円据え置きということも考えられるところがございます。

実施時期については、来年10月1日からの消費税10%増税、あるいは町で今検討しております先ほど申し上げました使用料の転嫁時期であります平成32年4月1日とするか、これ利用者への周知期間も考慮した中で今後決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1番目の町の職員の定住についてですが、確認なのですが、今

の状態の家さえ、住むところさえあれば働いている方は5人は入っていただけると、定住していただけると。2人はちょっと家庭の事情で問題があると。3人は住むところがあれば定住していただけると。新規採用者については、1名がとりあえず住むところは決まったけれども、1名は決まっていないので、深川なので、そして妹背牛に住むところがあれば住むということによろしいのか。

それであと、その住むところというのは課長おっしゃるとおり、そのとおりだと思うのです。これから新規に定住を進めていく中で、やはり町職員の住むところもない町でどうなのかなど。やはりそちらを力を入れていかないと、何ぼ人口をふやそう、何しようといったって、町職員も住むところないのに一般の人に住め、住めといったって住めないのではないかと。だから、これからの行政として定住を言うのなら住むところを確保して、それに手がたい保護をしていって、やはり定住を進めていくと。模範となる町の職員がそれにやはりいち早く入っていくと。そういう指導を今後行政として、町長として進めていっていただきたいと思いますが、町長はどう思いますか。

それと、ペペル温泉の半年券の町長の公約は、一般の町民については半年券は下がるものだという認識が私の感じている中ではとても強いです。もう1年もたったのに何も、まだ下がらないのという町民もこの間もおりました。町長は、これを公約に出して、そして今の段階ではできないと、まだ検討しているということをやはり町民にきちっと答える。1年間たつたのですから、答える義務があると思います。それで、町長として今の段階でできないのであれば、町民にどのようにご説明をし、周知をしていくのか町長にお伺いします。

再々質問を保留し、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 再質問につきまして答弁させていただきます。

町外から来ている5名のうち3名は本町に移行、もちろんそれにつきましては独身者でございます。したがって、独身者である以上、今3LDKとか、そういう大きい住宅に1人で住むということはなかなか控えている状況でございます。一部1カ所ありました、確かに。それは4LDK、そこに1人で住むということにつきましては家賃等もありますので、それについてはなかなか困難ということでございました。やはり今民間でも2LDKですか、という住宅等もあります。そういうところがあけばすぐでも引っ越したいということはもちろん3人ともこちらのほうでも了解はとってございます。

また、新規採用につきましては、1名はもちろん小平町ということで大変遠いのでございます。通勤ということはもちろんありませんので、それにつきましてはすぐこちらのほうに引っ越す。若干1名につきましては、深川からですので、その分につきましてはあくまでちょっと待っていただくという状況でございます。それは、面接時におきましてそれぞれ新規採用職員につきましては確認をとらせていただいております。

なお、2つ目に定住に関しまして再質問でございましたが、私のほうからは定住に対し

ます方針等につきましては答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 料金改定、また半年券の値下げ、私もこれはいろいろ住民の方から言われておまして、議員の方も聞かれてお困りのことかと思えます。来年1月下旬から始まります町政懇談会の席上におきまして、るるこれに関する説明もさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○4番（石井喜久男君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） （登壇） 通告に従いまして、質問いたします。

米穀乾燥貯蔵施設でございますが、この施設は農家にとりまして作業の効率化と高品質で均一な米を全国に出荷し、地場産ブランド米の確立に大きく寄与している施設であります。町から指定管理を受け、施設の管理運営を平成15年より現在まで最大限の努力をしながら運営を行い、収支決算も黒字で推移してきたところでございます。しかしながら、自然災害による大幅な減収や主食米の需要量の減少に伴い、作付指標に基づき作付を行うとなれば転作面積が増加することが予想されております。当然のことながら施設の処理量が減少し、収支が厳しい年も今後出てくると思われれます。この施設の重要性と農家が安心して毎年米づくりができる体制をとるべく、行政として万が一の不足の分について支援をお願いしたいのが農家の一致した考えでございます。どう対処されるのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） 私からカントリー施設の支援についてお答えをいたします。

カントリー施設は、本町の稲作農業にとりまして最も重要な施設であるというふうに認識しております。ご存じのとおり、この施設は町の施設ではございますが、建設当初から農協が管理運営しているところでありまして、基本的には独立して運営すべき施設であるというふうに考えております。しかしながら、議員のご質問にもございましたとおり、天災あるいは天候不良による凶作など不測の事態の場合につきましては町の財政事情もありますが、支援を検討させていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 今課長の答弁の中では、前向きにしたいということでございます

が、若干内容をお話をさせていただきたいと思います。

施設利用料、これは組合員さんから1俵当たり360円。これは外税でございます。そのほかに反当500円を出資しながら運営をしている施設でございます。その年によって違いますけれども、運営経費の中には大体人件費あるいは電気料、その他あと修繕費もろもろを足していきますと、年によりましてけれども8,000万から9,000万運営経費がかかっておるところでございます。これは、農家の負担の中で運営しているということです。非常に厳しい負担額かなというふうに私は思っておりますが、これ以上の負担がございましてやはり安定的な農業経営ができなくなるといったことで私ども心配しておりますし、基幹産業の町、妹背牛ということであれば、私は農業に対する最低限の担保にさせていただかないと安心して農業経営が今後続けていけないといった感じを持っているのでございますが、前向きでなくて、ここで支援を確約するような答弁をしていただきたいなと思っておりますので、町長のほうからその点について、基幹産業の農業の思いと施設に対するどんな認識を持っているのか改めてお聞きをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 今渡会議員さんからご質問いただきました米穀乾燥調製貯蔵施設の重要度に関しましては、担当の廣田課長が申したとおり妹背牛町にとってなくてはならない施設だと考えております。ただ、先ほども答弁にありましたように、突発的な自然災害における集荷率の減少などの非常事態における対策は別途その都度立てるべき政策であると考えております。また、それとは別個に主食米の農協への集荷量が減少するという動きに対しましては農協自身が集荷業務という業務を持っておりますし、また農業者間との信頼の関係でもあり、行政がそこに先に先鞭をつけまして将来の赤字の補填を担保するような不用意な発言は今はできないと考えております。なぜかと申しますと、町が支援をする場合は財政的な問題はもちろんでございますが、その前になぜ赤字の補填をしなければならないのか、改善する余地はないのか、住民の皆様にもまず納得が得られる説明責任が必要となっております。これらのことから、充分検討していかなければならないテーマだと思っておりますので、ここで議員ご指摘のような即答はできないことをご理解いただきまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

7番議員、渡会寿男君。

○7番（渡会寿男君） 今の町長の話では、改善の余地があるか、あるいは赤字の確認をしなければならないというような形だと思っておりますが、それなら管理運営は農協でやっておりますから、その点はもう十分に改善の方向に向かって施策もしておりますし、いろいろな形の中で赤字解消に向けての努力もされております。これは確実でございます。その中で、そういったいろいろな方策をしながらでもある程度やっぱりどうしても自然災害とか、いろんな形の中で仕方なく赤字になるといったことは、これは当然出てくると私は思

っております。条例の中でも地域振興と効率的かつ安定的な農業経営を確立するため設置をするというふうになっておりますから、そういった面では農協さんがそれぞれ改善をしていないとか、そういったことは考える余地はないと私は思っておりますので、農業にとってこれは本当に非常に不安もありますし、心配な一つの案件でございます。どうか確約をとっていただきながら、今後も十分な農業経営ができるようにしていただきたいというのが農家の一致した考えでございますので、その辺もう一度確約は必要かなというふうには私は思っておりますので、その辺はいかがでしょうか。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 再々質問にお答えをしたいと思います。

もちろん自然災害等による非常事態に関しては、議員もご存じのとおり私も農政が手当てをするということではもう間違いございません。しかし、通常の農協への出荷量が減少するなどの動きに対しましては、まず第一義的にはやっぱり農協さんが集荷量を上げる、あるいは農家さんとの関係でそういう関係をつくっていただくということはある意味では支えながら、どうしても出た場合には反当割とは別にその集荷による精米のお金とか何かに関しまして値上げの可能性もございます。

実は、先般農協の組合長さんがいらっしゃいまして、渡会議員さんと同じような要請を町にしていっております。その中で私聞いておりましたるほどだなと思うことと同時に、3つの農協のそれぞれの持っているというか、扱っている乾燥貯蔵施設の独立採算制ということをやっております。ですから、100%集荷があるところは黒字で推移する可能性が高いと。うちの町はちょっとそれが低いらしいので、口には出しませんでしたけれども、それに関しては反当割で頑張ってくれているので、もうこれ以上農家の方に払ってもらうのは心苦しいという論理で、町の応援を願えないかという話をいただきました。ただ、これちょっと矛盾していますのは、それぞれ独立採算制と言っておきながら値段を一律にするという発想は、やはりそれぞれのカントリー持っているところでそれぞれが値段の上げ幅を調整するという考え方もございます。ですから、確約を欲しいとか欲しくないとかという話以上に、農協が頑張っているのはもちろんわかっています。農家さんも頑張っています。私たちが税金預かっている立場として、基幹産業の農業を守るということの最低限の形はとっておくと思っておりますけれども、ここで事前の確約を例えば担保にとるといような形での発言は、これは私はまだできる状況だとは思っておりませんので、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で7番議員、渡会寿男君の一般質問を終わります。

次に、6番議員、鈴木正彦君。

○6番（鈴木正彦君） （登壇） 通告に従い、一般質問させていただきます。

今回は、福祉行政について、特に認知症施策についてということで質問いたします。平成28年第1回定例で認知症在宅介護についてということで質問いたしましたが、再度それについて状況等々を確認していきながら質問したいと思います。平成28年第1回定例

の答弁では、認知症支援においては早期発見、早期対応が必要なため、認知症初期支援チームを地域包括センター内に設置した、また認知症を少しでも多くの町民が理解できるよう認知症サポーター養成講座を引き続き実施するとともに、環境整備として認知症地域支援推進員の配置など認知症推進を図るということでしたが、その当時から現在まで高齢化、当然のように進んでまいりました。予想以上かもしれないが、高齢化どんどん進んでおります。さらに、今後超高齢化というような地域になってくると思われまます。そんなことを考えると、現在の認知症の要介護者の推移と今後についてお伺いいたします。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから本町における認知症施策の現状と今後の課題についてご答弁申し上げます。

認知症は、現在本当に日本国内だけでなく、全世界的な問題としてクローズアップされており、国は認知症施策推進総合戦略を掲げて認知症の人やその家族が住みなれた地域のよい環境の中で自分らしく暮らしていけるよう、それぞれの地域に合った施策の推進を掲げております。その中で、まず本町は北空知1市4町の中でいち早く認知症初期集中支援チームを平成27年10月に設置し、28年には広域での事業推進検討にも参加させていただき、平成29年4月からは認知症サポート医の養成、また看護師等の専門職の派遣の広域的集中支援事業にも参加させていただいております。その広域的事業の中で本年度診療所の戸田医師が認知症サポート医の研修を修了させていただき、今後この支援チームのサポート医としてご協力いただくことになりました。実際にこのチームとして対応したケースはまだ1事例となっておりますが、今後も早期発見、早期対応できるようチームとしての実践を積み重ねていく考えでおります。

議員ご指摘の認知症サポート養成につきましては、平成20年度より実施しており、サポート養成数は本年度11月末現在287名となっております。ただ、この講座はあくまでも認知症の基本的な理解をいただくよう普及啓発を目的としておりますので、今後はこの中から実際にサポート活動に参加いただける方をフォローアップできる仕組みを確認していきたいと考えております。

また、地域包括支援センターの職員で兼務発令していましたが認知症地域支援推進員におきましては、本年度4月より非常勤ではありますが、専任で地域包括支援センター内に配置して、現在認知症カフェ縁の月1回の開催や認知症本人や在宅で介護している家族への支援を定期的な訪問の中で実施しております。また、出前講座も行っており、今後も引き続き定期的な訪問の中で実施していきたいと思っております。

多くの方に認知症を理解していただくために、認知症ケアパスといった認知症の対応マニュアル的なものも全戸配布させていただいております。現在地域包括支援センターがその認知症のご本人やご家族に何らかの形でかかわっている在宅のケースは23世帯25名となっております、その他疑いのあるケースとしてかかわった方を含めると30名を超えてお

ります。まだまだ潜在的に認知症のそういったケースもあるかと思っておりますので、そういう意味でも地域住民の方に認知症の理解をいただき、少しでも気になる方をやっぱり発見いただいたら地域包括センターに情報をいただき、引き続き周知啓発を進めていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6 番議員、鈴木正彦君。

○6 番（鈴木正彦君） 答弁大変ありがとうございました。その中でいろいろ努力されているのは充分承知します。ですが、たまたま先月高速道路のパーキングエリアに79歳の認知症ぎみの男性が置き去りにされ、同居の女性が逮捕されるというようなことが起こりました。その女性は、自分が面倒を見るよりも警察に保護してもらって施設に入ったほうが良いという報道でした。この報道だけでは状態等々判断するのは難しいのですが、想像するにこの家族は介護認定受けられていたのかなど。それ以前にどこに行って相談すればいいのかわからなかったのではないかなどという、報道を見てまず疑問を感じました。

そこで、そんなことが起こらないようにするためにも現在いろいろ広域な連携をとりながら事業を進めていただいているのは大変に認めるところでありますが、少しでも多くの町民に認知症を理解していただくということで、先般私の町内でも認知症サポーター養成講座を開いていただいたのですけれども、そんな中でたまたま課長が講師で来られたのですが、課長の質問の中で地域包括支援センターがどこにあるか知っていますかという質問が投げかけられました。残念ながら、参加者の多くがどこにあるのかわからないという反応でした。確かに支援センターだよりですとか、さまざまなアクションは起こされています。福祉フォーラムだったり、介護劇であったり、認知症、先ほどおっしゃいましたようにオレンジカフェ縁等々努力なされているのは認めます。ですが、これは現状に本当に町民にどれだけ理解されているのかなど。興味という言い方は失礼かもしれないけれども、認知症は理解してもらえらうほど多くの方の地域としての支えが本当に必要なものであるのかなど理解しています。認知症自体は、本人は当然大変苦勞というか、自信をなくしたり、心配事がふえたりということもあるでしょうけれども、その周りの家族の方の心配事、それはどんどん、どんどん多くなっていくのではないかなど。日に日に多くなっていくのではないかなど。例えば先ほど言いましたように、もしケアマネジャーさんと話ししていたら、あの事件という言い方はちょっと失礼かもわからないですけども、あの出来事もひょっとしたら防げたのではないのかなど。その多くの方に理解していただくこと、それからそれをサポートする人をふやすということは、地域で本当に支えるという何物にもかえがたいものではないかと思えます。そんな意味も含めて、先般岩見沢で認知症の症状をバーチャル技術で体験できるような講習会があったそうです。その講習会は、職員さん対応のものだったそうなのですが、認知症の方の見え方がわかってよかったわだとか、今後の対応に大いに役立つものであったという、そういうようないろいろな角度か

ら、いろいろな講習であるとか、研修だとかということができていくであろうし、もっとももっといろんなことを用いながら町民の理解をふやしていく努力をさらにしていかなければならないと思っています。

そんなことを含めながら、町長にお伺いしたいのですけれども、行政だけが先行するのではなくて町民にも協力いただきながら、認知症の今後の方法というか、対策というか、妹背牛町がどういうふうに向かっているかなければならないのか、今後のまちづくりも大きな課題になってくると思います。町長のお考え方をお伺いいたします。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 鈴木議員の高速道路の置き去りの事件におきましては、今話題になっている8050、80歳の高齢者を50代の子供が支えるなり、一緒に生活していく中でいろいろな課題が見えている一つの典型的な例だと思っておりますが、どうしても家族の心理としては自分で何とかしなければならないという気持ちが優先した中で、やはりこのケースは誰にも相談する方がいなかったのかなということでの介護拒否というのか、ネグレクトと言っているのかちょっと何とも言えないケースだなと思って記事を読まさせていただきました。ただ、本当に幸いにして最悪の事態にならなかったというのがせめてもの救いなのかと考えております。

本町においてもそういったケースは正直かなりありますが、地域包括支援センターの理解度がないと言われておりますが、何かいろんな研修やってあげるのですけれども、実際に後で聞くとごめんね、知っていたけれども、恥ずかしくて手を挙げられなかったのだわという方の住民の声がありまして、基本的には今周りからの情報、各金融機関、関係機関からのそういった情報は商店街含めかなり入ってきておりまして、その中でやはり対応をさせていただいております。ただ、本当にここまでどうして深刻になっていたのかなというのは、もしかしたらそういった行政としての周知が足りない部分なのかなと思って反省はしております。今後は、やはり地域住民の方に本当に認知症というのは身近なものなのだよということを常に情報発信させていただく必要性を感じておりますし、本年度実は認知症の心配の軽度、自分は認知症でないだろうか、ちょっと不安があるような方を簡単な頭の体操をチェックできる、そういった検査を包括支援センターのほうでできる体制にもなっております。そのことも今後もっともっと住民の方に周知していただいて、それは認知症と診断ができるものではないのですけれども、やはりちょっとした不安材料になる方を少しでもピックアップさせていただいて、そういった方が早期に対応したことにより地域で暮らしていけるような、そういった地域づくりがこれから必要になってくるかと思っておりますので、いろんなところでその辺の周知を常に情報発信していくような考えでおりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 私の答弁要求されておりましたので、補足してお話をさせていた

できます。

今鈴木議員がおっしゃいましたことの中身をよく考えておりましたら、恐らく8050問題というふうに表現されておりますけれども、ひとり暮らしの息子さんあるいは娘さんが自分のお父さんやお母さんと過ごしていただける。ある程度まではうまくいくのですけれども、やはりお母さんが先に病院になられたり、認知症になられたり、息子さんがそのお母さんとの関係を今まで維持してきたのですけれども、もうそれがこれからうまくいかなくなる、そういう破局の時期が来ると。こういうものを社会的にどういうふうに扱うかということがいろんな問題になってきていると思います。うちの包括支援でもそこに強制的に介入はできないけれども、周りから情報をいただきながら、やはり地域の問題として扱おうという姿勢を持ってきているというのは私も進歩だと思っております。ただ、身内の側からいいますと、どうにか外に出さずに穏便に済ませられないかという考えがどうしても湧いてくるのはやっぱりそれも自然かなと。でも、やっぱりそこは破綻しかかったときに周りからきちんと情報が入って社会的な枠組みの中で救えるという、そういう道を担当課も民間からの情報を得ながら今そこに向かって構築をし続けているところだと思います。ですから、いつでも助けてほしい、いいわよ、助けてあげるわよということができる社会を目指していっているのが実情でございます、そういう社会に今あるとは私も思っておりません。ですから、そういう中に入っていけるように私たちが認知症の問題を、今さっき恥ずかしくて余り手挙げられなかったという質問があったというふうに私聞いていてなるほどと思ったのは、やはり自分が助ける側にいるうちはみんな冷静に話聞いたり、講習会出られるのです。でも、自分あるいは自分の身内がその関係の中でいろんな問題になったときに、それを外にきちんと出していくというのはかなり勇気も要るし、そして社会的な問題として提案していくという、やっぱりある種の社会性が要ると思うのです。そういうことも含めて、今担当課含めてみんなが頑張っているのは、町民も含めまして認知症という問題が単に家庭の問題ではなくて社会の問題なのだとすることを認識しようと、そういう方向に私も努力していきたいと思っておりますので、これをもって答弁とかえさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

6 番議員、鈴木正彦君。

○6 番（鈴木正彦君） 今町長の答弁聞いて、正直もうちょっと町長にも勉強していただかなければならないのではないのかなと。一番最初に言われた、まず外には余り話したくないというところから意識を変えないと、私の家族でこんなことが起こっていますというような助けを求められるような町にしていかなければならないです。確かに家族が認知症になりました。余り表に出したくないです。当たり前のことかもしれないけれども、ですがそれは一番最悪のことを招きやすい。先ほど例に挙げた誰にも相談できないではなくて、相談しやすい環境をみんなで作っていきましょう。そうするためには、どうしなければならぬのか。もう一つ違いがあるなと感じたのは、助けられる側と助ける側という表現を使わ

れたけれども、そこはまず間違いではないかな。認知症になられた方も全てのことができなくなるのではなくて、だんだん、だんだんできることが少なくなっていく。だけれども、できることも必ずある。助けるほうは、助けるほうも助けてもらえばいいではないですか。できることがあるのであれば、できることでみんなの力になってよと。そうすることによって居場所ができると思います。その居場所をもっともっと楽しい居場所にできるように進んでいくのが今後のこれからの方向ではないかなと思います。そんなことを言いましたけれども、最後にもう一度町長に考え方を伺います。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 私も言葉ちょっと間違ったかもしれませんが、基本的に誰の意識を変えるのかということになりますと、私は鈴木議員がおっしゃった相談されやすい人間の側だと思います。そのことで答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で6番議員、鈴木正彦君の一般質問を終わります。

次に、1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問します。

まず、国民健康保険料について質問いたします。国民健康保険料は、高過ぎて毎年大変な思いで支払っている。私だけだろうか。なぜ、どうしてこんなに高いのだろうか。靴下は繕って、繕ってはいています。子供の服は下にはお下がり、着回しです。家族旅行なんてしたことありません。少子高齢化で子供を産め、産めと言うのに何で産んだら保険料をかけるのか。この均等割は、私には意味がわからない。子育て支援に矛盾しないか。これらは、私の手帳に書かれた走り書きのメモのごくごく一部です。そのたびに私は非常に胸を痛めてきました。新聞報道では、全国的に見て滞納に追い込まれた国保加入者に待っているのは情け容赦ない差し押さえの事実です。生存権さえ脅かすような事実。払いたくても払えない。保険証がなくて病気をぎりぎりまで我慢して入院が必要なほど重症になってからやっと相談に行くという現状などなど、多く報道されてきました。これが今日本の皆保険の現実です。真の介護保険制度とは一体何でしょうか。

先日新聞報道に国民健康保険料引き下げの政策がありました。そのポイントは4つ挙げられていました。1つに、保険料を協会けんぽ並みに引き下げる、全国知事会が要望する1兆円の公費の投入、均等割と世帯割の廃止。2つ目に、生活困窮者の保険料を免除する制度を国が財源を保障してつくる。3つ目に、保険証取り上げや差し押さえをやめる、制裁措置を規定した国保法9条の改正、取り立てを奨励する国の行政指導をやめる、滞納者への親身な相談、収納活動に転換すること。最後4つ目には、国保の都道府県化、いわゆる広域化による保険料値上げを許さない、改悪の中止、撤回、自治体独自の負担軽減策の維持拡充。この4つが挙げられていましたが、国保料の大幅実現をしようではないか、こういう政策を訴えておりました。全国知事会の政府への要望、1兆円の公費負担増に賛成してつくられた政策だそうです。そして、この報道には京都市の4つのモデル世帯の事例が棒グラフで給与年収も4つの事例で示されておりました。この報道に接して、その感

想をこの機会にぜひ伺いたいと思ひ質問いたします。うなずける点がなかったかも含めてお伺いをいたします。

次に、消費税率引き上げについて質問いたします。政府は、来年10月に強行を狙う10%への消費税率引き上げに伴い、一部の商品を8%に据え置く複数税率の導入が予定され、盛んに論議されています。政府は、生活必需品である食料品などを8%に据え置くことで痛税感、税の痛みです、を和らげると言っていますが、今と同じ税率では町民の生活が苦しいままです。さらに、税率区分が複雑で、町民の中で混乱を招くことは必至と今の状況では言わざるを得ません。財務省によると、複数税率で8%の対象になるのは、1つは外食と酒類を除く食料品と、この2つに週2回以上発行の新聞です。外食とは一体何だ、飲食設備がある場所において飲食料品を飲食させることを指しているそうであります。飲食設備とは一体何ぞや、テーブル、椅子、カウンターなど飲食料品を飲食させるための設備だそうであります。ただ、公園のベンチなどでの飲食は外食扱いとはならず、8%の税率で構いません。同様に新幹線などで食べる弁当や映画館の売店で購入したポップコーンにも基本的には8%の税率といます。ただし、グリーン席の専用メニューを使って注文した飲食物や映画館の売店脇に設置された座席での飲食は10%です。カラオケボックスで注文した飲食品も10%ですが、小売店で購入して持ち込んだ場合は8%です。同じ商品でこういうふうになっております。もうここまでくると混乱のきわみです。ごくごく一部の紹介でもこのありさまなのです。町民の中で誰がどこまで理解し、受け入れることができるのでしょうか。これがまともな税と言えるのでしょうか。一部の経済評論家の中にこんなにひどい消費税の実施はできないかもしれませんと言われるぐらい混乱必至の状況です。行政から、町民から、説明どういふふうにするのでしょうか。理解を求めることができるのでしょうか。また、商店のレジの問題はないのでしょうか。率直に伺いたいと思ひます。

まちづくりに関連して幾つか質問いたします。土地改良センター、この建物の利活用についてお伺いをいたします。妹背牛での国営農地再編事業がスタートし、来年換地終了し、全てを終わる予定だと聞いております。この事業の中心となって推進してきたのが土地改良センターです。総事業費220億円を超したと言われ、生産者負担3%、地元負担4%が町が負担するという大事業になりました。無人で農作業を進めることができるという、まさに日本のトップクラスの農業を進めること、これを本当に使いこなして名実ともに誇れる農業にしていくということはこれからです。さまざまな困難を生産者と町が背負いながらの計画推進です。今はいろいろな問題をちょっと横に置いて、国営事業を進めてきたセンターとして、重要な役割を果たしてきたこの建物の利活用についてお伺いをいたします。

まちづくりとしても既に考えを進めていることと思ひます。町民としても一体あの跡どうなるのだろうと考え始めています。決して大きな建物ではありませんが、多岐にわたり考えが浮かんでいることと思ひます。一部地域へ、コミュニティーセンター、いわゆる集会所、集いの場としての活用などという、管理するのは一体誰がやるのだという後ろ

向きの答えが返ってきます。こんなときこそ思い切って地域の責任で管理してもらう、利用してもらう、町民を本当に信頼していくこともこれから必要になってくると思います。各農家にあるコミセンは、地域の農家が管理に責任を持っています。

高校の跡地利活用の展望もいまだに見えてきません。妹背牛橋のかけかえ事業の事務所は、あっという間に居座りました。2年間と聞いていますので、もう少しで撤去されるでしょう。校舎解体のときには、無償だとすれば商売をしてはいけない、金もうけしてはだめだ、町として青写真を出せという注文もありました。今町民には、何の音沙汰も聞こえなくなりました。町として何か手探りでもしているのでしょうか。ただただおしんのように待っているのでしょうか。現在の状況で満足しているのでしょうか。

めったに利用されていないようなあの医師住宅、夏は環境整備、冬は除雪などをし、維持管理をしています。よく知られていない町民から見ると、無駄なことのように見えるなとささやかれています。また、町の中の空き家も目立っているところでもあります。例えば町が購入するとか、借りるとかして子育て家庭に貸し出してもいいのではないかというふうにも思います。先ほどの質問の中にも町職員戻ってきたいけれども、住むところないではないかというようなことを言わせないためにも、必要な方法の一つかと思います。民間の手助けを求めてもいいではありませんか。平成30年度に誕生する子供は2桁を見込めないという情報もありますが、その一方で本当に産んでほしい、育ててほしいという姿勢を行政側からアピールしても、また行動を起こし始めても決して怒る町民はいないと思います。空き家の対策、利用計画を立てることも重要な、また具体化することも重要だと思います。

以上を率直に伺い、再質問を留保し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 国民健康保険料について私のほうからご答弁申し上げます。

高過ぎて払いたくても払えないの声に答えるために、1、国民健康保険料値下げの報道に接し、その感想などをぜひ聞きたい、2、そこにうなずける点はなかったかも含め伺いたいとのご質問ですが、国民皆保険が達成されたのは1961年で、昭和36年でさまざまな時代背景のもと先人たちが苦労して築き上げてきたものですが、近年の医療費の増加から保険財政の安定的な運営は大変厳しい状況にあります。特に国保は、農林水産業や自営業者が加入する保険であると説明することが多いのですが、実際は働いていない人や失業して協会けんぽ等他の保険から外れた人及びその家族、年金生活者など収入がもともと少ない人や退職して収入が大幅に減った人が多く加入している保険で、財政基盤が脆弱な保険でもあります。また、国保加入者は年齢も高いことから、病院にかかる割合も多いという特徴もあり、高い保険料だと言われています。報道にありました知事会が政府に要望した公費の負担増に協会けんぽ並みの保険料負担となるということは、国保にとっては大変よいことだとは思いますが、しかし、他保険に加入している方への配慮も必要ですし、保険制度はいわゆる助け合いの精神でみんながお金を出し合って病気や事故の治療に備えよ

うという相互扶助の制度でありますから、保険料算定にある応益負担部分、均等割や平等割、これについて低所得者に対する軽減率を現在の率よりも大きくするなどの政策であればうなずけますが、応益負担分の廃止は担当者として疑問に思うところもあり、保険料の負担とその算定構成につきましては十分な議論が必要だと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から消費税率の引き上げにつきまして答弁させていただきます。

具体的には、3点のご質問でございましたが、消費税の情報につきましては国、道からの通知はなく、新聞やテレビ等の報道による情報でございまして、日々変わる情勢での答弁であることをご理解願います。

初めに、一部の商品を8%に据え置くことで痛税感が和らぐかというご質問でございます。今回の消費税率の引き上げにつきましては、種類、用途によって議員おっしゃったとおり10%、8%の2パターンに分かれてございます。判別につきましては、やはり議員おっしゃるとおり戸惑う可能性が多いと思われまます。その中で1つ、痛税感ということにつきまして、私も今まで余り使ったことがなく、大変認識不足でしたが、調べさせていただきました。痛税感につきましては、納税の痛み、国民が納税を負担に感じるということ辞書に記載されておりました。痛税感が和らぐかにつきましては、国会等におかれまして政府与党が軽減税率を導入する理由として掲げられたこと、これに対し国民、町民がどのように感じられているかということだと思われまます。この感じ方につきましては個人差があると思われ、私の個人としてここでどっちだということもなかなか答えづらいこともあります。これにつきましては、個人としての意見は控えさせていただくことを申し上げさせていただきます。

次に、2つ目でございますが、複数税率の導入でございます。これにつきまして町民の中に大混乱を招かないかというご質問でございます。現在国で検討されている軽減税率に税率が幾つも分かれてございます。先ほどの答弁でも同じでございますが、先ほど議員から幾つかの例が挙げられました。この中でも例えばレストランで食事をすれば10%の消費税率の対象になる。しかし、コンビニ等で食品を買って自宅に持って帰れるものにつきましては8%の消費税率の対象となります。これは、ケース・バイ・ケースということになって、いろんなケースによって異なることが多いようでございます。今回の消費税率の改正及び軽減税率の制度が実施されることによりまますと、やはり困惑される方は多いと思われまます。来年10月1日からの制度実施予定でございますが、町民といいますか、国民が困惑しないような、国、政府は充分検討いただきながら実施に向けての考えを示していただければと思われまます。

また、近年、近日、最近午前中もありましたが、ポイントの還元とか、いろんな言葉が大変多くなつてございます。やはりそれによりまます困惑というのは多々あると思われまます

ことは事実だと申し上げさせていただきたいと思います。

次、3つ目の商店のレジスターの複雑化の対応でございます。これにつきましては、既に商工会のほうで対応してございまして、費用も国の補助金等を活用し、機器の入れ替え、補修に順次取りかかっていることを確認させていただいていることを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから土地改良センターの撤退後の利活用についてご答弁申し上げます。

国営農地再編整備事業が平成31年度をもって終了し、土地改良センター事務所は平成32年3月いっぱいをもって閉鎖する予定となっておりますことは先ほど議員のご指摘のとおりでございます。その後の利活用については、現段階において具体的に詰めてはおりませんが、担当課より2件ほど提案、要望が上がっております。1つは、地域おこしの拠点として地域おこしラボ、ラボ、ラボラトリー、これは研究開発室ということですが、これを開設し、特産品の開発や観光開発、町内外イベントで本町をPR、あとはツアー開発、カーリング体験や農業体験などがございますが、これを専門的に研究、実践していくというもので、現地域おこし協力隊2名を配置し、さらに新たに地域おこし協力隊、これは予定でございますが、2名、来年の9月を予定しておりますが、この2名も配置し、進めていこうというものであります。

もう一つは、これはJA店舗跡のわかち愛ひろば、これを移転するというものであります。これはJA北いぶきが耐震等の関係で取り壊しなどといった話になった場合でございますので、今のところそのような話はございませんが、仮に移転となれば移転の際は地域交流の拠点として子育てサロンなども設置したいというものでございます。これは、JAさんのほう、全然今まだあそこを耐震化等でだめですよというような話はございませんので、そうなったらということでございます。

現行土地改良センターの閉鎖まで、先ほど申し上げましたが、1年ちょっととなりました。立地的にも中心地に位置し、何をやるにも利便性が高く、これは先ほど議員からもございましたが、コンパクトな施設でありますので、今後の利活用については議会とも充分協議をさせていただきながら決定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは、2番目、3番目のご質問についてご答弁申し上げます。

まず、高校跡地の利活用についてご答弁申し上げます。平成27年に校舎を含む全ての取り壊しが完了しまして、その後道教育庁施設課と打ち合わせを行ってございます。施設課のほうからは、町が譲渡を受けない場合は競売をする、それから無償譲渡の場合は公共利用に限り可能ではあるが、無償譲渡後に売買することは難しく、先ほど議員もおっしゃ

られていましたが、原則10年は用途が指定され、変更及び売買はできないとの見解が示されてございます。また、平成28年7月には、課長会議においてその利活用について協議を行ってございます。その構想ですとかコンセプトについて検討しておりますが、そのまま進展はしておらず、現在に至っているところでございます。また、平成29年にも北海道教育庁施設課と打ち合わせを行ってございまして、その中で町としまして今のところ方針がまだまとまっていない旨の説明もしてございますし、仮の話ですが、仮に買うというような形になれば有償の場合は幾らぐらいかかるのかということで金額提示をご依頼したところですが、提示はされておられません。現時点におきましても高校跡地、この広大な土地の用途は未確定ではございますが、引き続き道教育庁との協議を継続し、例えば元高校の公宅、建物の話なのですが、こちらの売買については是非も含めて検討しているところでもございますし、今後検討するであろう、例えば町民会館の建てかえですとか、小中学校の統合問題ですとか、またさらには移住、定住対策への活用だとか、そこら辺と並行して第9次妹背牛町総合振興計画策定の中で検討してまいりたいと思っておりますし、その中の審議会において15の団体及び職域から選出されました委員さんがいらっしゃいます。また、一般公募からの委員さんもいらっしゃいます。さまざまな立場から、それぞれの視点からのご意見等をいただいて、検討すべき事案だと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、町の中に点在する空き家の活用についてのご質問でございますが、確かに町内には活用できそうな空き家、空き店舗が幾つかございます。その中で所有者が売買もしくは賃貸を希望している、本町においては妹背牛町空き家、空き地情報バンクというのがございまして、そちらのほうに登録されている物件は現在8件ほどございます。それ以外の物件につきましては、所有者の意思等の問題もございますので、こちらとしては把握しているところではございません。先ほども申し上げましたが、まちづくりアンケートの中でも町は移住、定住対策に取り組むべきとの意見が最も多く、重点課題として位置づけていることから、移住を推進するためには今後その空き家ですとか、中古住宅を改修しての賃貸住宅建設に関する補助事業ですとか、また町内において例えば新たに起業、事業を起こす方に対する支援ですとか、さらには午前中の答弁と重複しますが、移住と少子化対策をあわせた形で子育て環境の充実を図り、若い世代に魅力ある地域として選択いただけるような事業展開を目指してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） 1つ目の国民健康保険料の引き下げについてですが、全国知事会が提案している1兆円の問題についてはちょっと触れられていませんので、その辺のことも含めてご答弁いただければなというふうに思います。あえて言うならば、本当に今政府がやろうとするならば、企業の内部留保220兆円ですよ、超えたの。どれだけの金の値

か、僕はよくわかりませんが。その0.1%ですよ、0.5%というか。わずかなことで企業に社会貢献してもらおうと以前盛んに言っていたのですけれども、最近言わなくなったですね。僕は、本当は知事会の提案というのは非常に前向きないい政策だなど、財源も保障できるなどというふうに思うのですが、その辺の感じはいかがでしょう。その点だけ伺いしておきたいと思います。

次に、消費税について。非常に話せば話すほど複雑になってくるというか、わからなくなっているのが今の消費税の提案なのです。担当する課長さん方は直接来るものですから、私本当に大変なことだと思うのです。それだけに、行政だけで大変だと言っていないで、町民に向かってこんなひどい税金はないでしょうという語りかけも今後必要になってくると思うのです。まだ少し例を挙げて理解を求めたいと思うのですが、施設などで提供される食事、これも複雑ですね。学校給食は基本的に8%、学生食堂のランチは10%、入院時の病院食は医療費の一部なので、非課税だ。有料老人ホームで提供される食事は1人当たり1日1食につき640円以下であるもののうち、その累計が1,920円に達するまでが8%なのです。数字だけ挙げて聞いているとよくわからないのですが、そのために、ここからが問題なのです。朝食、昼食、夕食は各600円だとすると1,800円ですよ。夕食の前に間食が200円出てしまったと。そうすると、夕食が10%なのです、誰がどこで計算するのかわかりませんが。もっと聞けば、例えば今の町の老人保健施設のりふれの食事の扱いはどうなるのでしょうか。これちょっとわかれば教えてください。

そして、新聞報道の中で複数税率の場合は、ノンアルコールビールは8%、生きた豚、私ではないですよ。体重80キロの豚はそのまま食べられないので、10%だそうです。ただし、これを加工した枝肉は8%、食材として提供される活魚、これは8%、熱帯魚は10%だそうです。なお、ペットフードは人間が食べても10%だそうです。ペットフードは人間食べるよりもおいしいペットフードがあるようですが、まさしくこのように例を挙げれば挙げるほど混乱必至の消費税の提案なのです、今。これに対して行政として一言も物を言わないということはいかなるものなのでしょうか。もう少し町民に責任を持ってもらいたいものだというふうに私は思っています。国は、盛んに消費者には万全の対策をとるといふふうに口酸っぱくして一生懸命言いますが、その裏づけがないのです。消費に万全な対策をとるといふならば、この増税はやめるべきなのです。これが最大の対策なのです。私はそう思うのですが、消費税に対して町民に本当にこのような混乱を持ち込んでいいかどうか、率直にお伺いしたいと思います。

まちづくりについて伺います。町長は、地酒づくりには熱心なようですが、まちづくりについてもっと積極的に提案することは今のところ非常に数が少ないのではないのでしょうか。町民が早く地酒をつくってほしいと要求しているのでしょうか。身近なところに集会所をつくってと、町民会館遠い町民やお年寄りには深刻です。私の町内の目の前に大きなグラウンドがあるけれども、いつまでたっても草ぼうぼうです。秋にはキリギリスが鳴いているのです。本当に見るのは忍びないです。空き家も実際に行政が押さえているのは8件

だというけれども、せっかく町職員として頑張ってくれるけれども、町に住みたいのだけれども、住宅がない、この現実を見てもおかしいのではないですか。行政として恥ずかしいことではないですか、これは。新採用の人に言う前に行政としてもきちっとした対策をとるべきではないでしょうか。

再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 国民健康保険料についての再質問について私のほうからご答弁申し上げます。

1兆円発言の関係なのですけれども、これ平成26年7月の国保新聞等を調べて、道のほうからも連絡来ておるのでございますけれども、1兆円発言につきまして知事会としては正式に要望する前の段階で、自民党と地方団体とのヒアリングにおける発言であり、知事会としては正式には国へ要望しているのは3,400億円の公費拡充を確実にというふうになっておるといふ回答もございました。いずれにいたしましても、国保の安定的な運営を目指すべく、平成30年度からスタートいたしました都道府県単位化による国保の運営につきまして、今後の経過を注視していかなければなりませんけれども、毎年約1兆円を超える規模で増加している医療費をいかに抑えるか、これは国保だけでなく国全体で取り組む課題だというふうに思っております。このまま医療費の増加が続くと、保険料や国の公費負担だけでは到底賄うことができないということも考えられます。本町におきましては、都道府県単位化によるメリットを感じているところではありますけれども、今後も医療費適正化への事業推進をし、加入者の健康を守り、限りある医療保険財源を有効に活用することに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から消費税につきまして答弁させていただきます。

今ほど工藤議員からいろいろと種類のほう、種別、大変出していただきまして、確かに出た種類は全部そういうことです。ただ、この消費税率引き上げにつきましては3年前、平成27年のときに決まって、その時点では軽減税率とか、そういう言葉というのはたしか出ていなかったと思います。ですから、この言葉が出てくることによってより複雑化ということが出てきていると思います。先ほどの1回目の答弁のときに申し上げたとおり、我々のほうにつきましても現在国、道からの何物も来てございません。本当に来ているのが新聞、テレビによる報道、それとようやく見つけてきたのが国税庁のホームページから1枚物のパンフレット1枚でした。それ以外が我々のほうに来ていない。したがって、我々も混乱を起こすかもしれません。町民の方ももちろん混乱を起こすと思います。それにつきましては、私どもで今どう対応するかということにつきましては答弁のほうは控えさせていただきますが、ただ今後につきましても情報が入り次第町民のほうにもわかるよ

うな形の中で少しでもPR等々を行っていきたいと思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いたしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから再質問に土地改良センターという言葉は出なかったのですけれども、集会施設という言葉が出たので、そちらの土地改良センターの関連かなと思ひまして、もし違いましたらあれなのですが、再質問の中で……

（何事か言う者あり）

○副町長（廣瀬長留次君） よろしいでしょうか。それでは、土地改良センター後の利活用についての再質問についてご答弁申し上げます。

この施設については、先ほど言いましたとおり32年の3月31日に明け渡し後、スムーズにその後利用をしていきたいと考えております。そのような中であって、先ほど答弁をさせていただきました地域おこし開発研究室でございますが、これについて若干内容を説明させていただきます。平成28年9月から採用の地域おこし協力隊2名は、来年8月いっぱいをもって3年間の期間が終了いたします。皆様もご承知のとおり、協力隊2名はこれまでの間特産品の開発や販売、トマトの栽培、そしてジュースの製造、町内外のイベント参加等々、この2年ちょっとという短期間でありましたが、町民に溶け込み、町民目線で妹背牛町の発展を真剣に考えてくれております。先般任期満了後の身の振り方を私のほうから伺ったところでございます。両名とも妹背牛町に残り、引き続き妹背牛町の振興のため頑張っていきたいとの力強い発言でありました。私どもとしてもこれまでの経験や培ったノウハウを今後も生かしていただきたい。特に特産品の販売や開発、温泉やカーリング、そして農業体験ツアーなどといった観光資源の利活用、さらには新たなイベントでのまちおこしなどの観光開発を新たに募集予定2名の、午前中の企画の答弁ではベトナム語を教えるような地域協力、そういうのもあるのですが、一応2名ということで今予定しておりますが、新たに募集予定2名の地域おこし協力隊とともに、新鮮な発想を持って頑張っていたきたいというふうに考えております。この特産品販売や開発、そして観光開発の拠点として先ほどご答弁申し上げました土地改良センター後の地域おこしラボトリー、研究開発室の開設はどうかなといった構想を、あくまでも構想です、持っているところであります。過去の一般質問の中にも新たに観光課を設置してはどうですかと、あるいは企画振興課の業務を分散してはということもいろいろご意見もあったところですが、本事務所といたしますか、施設を開設することにより、特産品開発や観光開発が特化されるものと考えております。これは、あくまでも現段階における構想であります。議員ご指摘の利活用などもあろうかと思ひます。集会施設ですとか、そういうものあろうかと思ひますので、今後は議会からの意見もいただいた中で決定してまいりたいと考えておりますので、特段のご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（宮崎 博君） 次の答弁、町長。

○町長（田中一典君） 工藤議員よりご質問のまちづくりを考える、高校跡地利用、利活

用が進まない現状をおしんのようにじっと待つのかと。この問題に関しまして、前にも申しましたように第9次まちづくりの中で大きなテーマとなることは確実だと思っております。32年度から始まるものでありまして、現在並行して検討していくテーマの中にこれは位置づいておりまして、諮問委員会が鋭意検討を始める準備段階に入っております。

それから、3番目、空き家の活用、子育て支援の一助として、答弁の中で課長のほうからございましたように、今現在午前中の質問からもずっとつながっていますように、町職員を住ませる場所、それから移住、定住を住ませる場所、まず物が存在していないと。それから、大き過ぎて住めない、いろんなものがあります。それから、8件空き家を私たちが認知しているという段階で、押さえているということではございませんので、ご確認をお願いしたいと思います。ここも含めまして、私たちは新しく建てる、あるいは空き家をどのように使うかということも含めまして、これはまちづくりの中の子育て支援の一助として考えていく方向は有力な方向だと感じておりますので、質問を私たち担当にいただきまして、また議会と色々な検討を進めていく重要な質問としてきょうは受けとめさせていただきます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） 私消費税の問題、今まで何回か取り組んできているのですが、一般の町民の方から工藤はどうも国のことばかり言っているようだというふうな批判も私の耳には届いています。しかし、国と地方は直結になっているのです。ここで行政が物を言わないということは一体どうなのかと。町民の立場に立てば当然言わなければならないことを私は提案しているのです。そういう点では、あえて消費税の問題について、消費税率引き上げで上がった分、この税金はここここに使うのだと、導入のときは教育、福祉に使いますなんてうまいことを言ったけれども、よくなりましたか。金取られるようになってきたばかりではないですか。うそだということがもう既にばれているのです。お金の使い方が間違っているのです。1機何百億円もするやつを今度から100機も買うなんてばかなことを言って、何で国民のために、町民のために使おうとしないのかと私は本当憤慨します、これは。

1つ例を挙げておきますけれども、今内閣官房参与を務める藤井聡さんという京都大学大学院の教授がいます。この方は、新聞のインタビューに答えて、消費税問題について消費税率10%への増税中止は充分にあり得ると思っております。その鍵となるのは国民世論です。はっきり言っているのです。地域から声を上げないでこんな世論をつくれますか。私は無理だと思うのです。今がチャンスだというふうに思っています。そういう点では、ぜひやめさせる方向に自治体も道や国に物を言っていく、そういう力を尽くすと、そういう心にならないでしょうか、お伺いをいたします。

それから最後に、まちづくりについては町長は触れたくないのでしょうか。早く地酒を

つくってほしいと要求しているかという質問をしているのですけれども、私は決して皮肉で言っているわけではないのです、町長。もっと先にやることがあるのではないのかという意味で言っています。

今本当にホットなニュースでは、地域おこし協力隊、私の町内にお二人元気でいるのです。頑張ってくれているのです。今のところ一安心しました。しかし、その後の身分保障がないですね。地方公務員でもないし、町がこれからは9月以降は雇うことになるのでしようけれども、これ臨時職員としてなるのですか。その辺よくわからないのだけれども、国の制度とのかかわりがあればぜひ教えてください。そういう点では、地域おこし協力隊、ほかの町ではえらく採用する町もあるのです。よく使いこなせるなどと思って感心して新聞記事を見ていましたけれども、そういう点ではぜひこういう若者を育てていく、そういう力に町長もぜひ力を尽くしていただきたいということをお願いし、質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） 私のほうから消費税の再々質問についてご答弁を申し上げます。

先ほど来工藤議員さんより軽減税率8%、10%の関係で、特に食料品の関係でいろいろ例を出されて、私のほうも大変勉強になりました。ただ、それだけではないのです。来年の10%増税したときに、今国は景気対策で9項目ほどあります。ご承知のとおりキャッシュレスですとか、いろいろあります。低所得に対する交付金、あとプレミアム商品券ですとか、いろいろあります。その中で1つ例をとりますと、キャッシュレスのポイント還元、これについては当初3%から5%に上がりました。また、きょうでしたか、きのうの新聞では中小を対象にポイント還元だったのですけれども、今度はフランチャイズですとか、コンビニを救おうと思って、それを……

（何事か言う者あり）

○副町長（廣瀬長留次君） 2%というような形で新聞に載って、先ほど議員が10%、8%もありますけれども、いろんな例あります。お買い物したときは持ち帰りだよと言って、そこで食べてしまったりだとかしたら、それで店員とめれるのか、どうするのだろう、請求できるのかとか、いろんな細かい問題あります。それもまだほとんどはっきりしていないという中であって、私どもが今先ほど総務課長が税務署からの1枚ありますけれども、私どもも今報道で知り得る限り、その情報も本当のところ、ところどころ変わっておりまして、それを私どもから町民に対してこうですよというようなことははっきり言えないというような現状にあります。それと、来年の10月増税はあくまでも私どもも今のところは予定というふうに踏んでおりますので、今後また新たな情報を入手しながら、町民の皆さんにその内容を伝えていきたいというふうに考えております。

それと、地域おこし協力隊、この関係、それで一応公社職員というような形で考えてございます、今のところ。今公社は温泉のほうを指定管理でやっていますけれども、その公社の中での開発、販売促進ですとか、係ですとか、そういう位置づけの中で今後頑張っ

いただきたいというふうに考えております。きのうも浦臼の協力隊員、役場のロビーをイベント会場にして頑張っているですとか、きょうは芦別市の協力隊員、鹿か何かのお茶をやって新製品、特産品を開発しているとか、ですのうちの先ほど申し上げた2名も本当にこの2年ちょっと頑張ってきてくれました。そんな中で先ほど答弁したとおり、今後も妹背牛町民として頑張っていたきたいというように考えておりますので、特段のご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） まちづくりを考える、さっきお酒の話出ましたけれども、私お酒別に公約で騒いでいるわけではありませんので、やはりお米の町、妹背牛のアピールするふるさと納税、この中のアイテムとしてしっかり位置づけたいということ、それから子育て支援、土地改良センターの跡地、これ高校跡地もなかなか大きくて進みにくいのですが、これは全て同時進行でやっておりますので、ここのところをご理解いただいて、ご質問を承らせていただきましたということで答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。3時40分より再開をいたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時40分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） まず、通告の中で4番目に外国人技能実習生問題について質問を通告しましたが、先ほどの広田議員との質問とダブリまして、この点を割愛させていただきます。

それでは、通告に基づき質問いたします。第1点目は、田中町長の昨年選挙時、町民に対しての約束、公約について、またその執行について現在どのようにお考えか伺いたいと思います。二十数年ぶりの町長選挙が行われました。前町長との選挙で、町民の信頼を得て田中町長が誕生いたしました。田中町長に町民は大きな期待を寄せた一票で投じたものと思われま。その選択の判断は、田中町長が町民に対して公約がどう実行されるか、このことが町民の判断の評価の別れ際だと思えます。昨年11月7日、未来の妹背牛を考える会が主催された公開討論会、また町長が作成された、発信された文書での公約などがこの選挙の選択を判断するもとなったと考えます。町民会館でのお話の中で、町の機構改革を通じ、役場を訪れた町民を歓迎する雰囲気をつくる、妹背牛は変わると感じてほしい、人、人口減少対策についてはボランティア分野で人口呼び込みを図りたいと訴えられました。約200名超の聴衆の方が参加されて、私もその場にいられました。温泉ペペルの改

革や数多くの公約をされました。現在町民の多くの方々がこの公約、町民に対しての約束事がどのようになっているのかという声をさまざま聞かれます。

その上で伺いたいと思います。町長は、現在の時点で町長選挙で公約された町民との約束について、この執行状況についてどのようにお考えであるか、また今後どのように執行されようとお考えなのか伺いたいと思います。

2点目に、厳しい冬を迎え、今年は雪は少なくとも道路は凍り、お年寄りが、また子供が足元に気をつけながら歩いている姿を見ます。町民の中の約50%に及ぶ高齢化進行、こういう状況の中で町民の買い物や町内での役場に行きたい、また温泉に行きたい、こういう移動確保、また地域交通について質問いたします。先ほどもお話ししたように、町民の方々から厳しい冬を前に雪降るまでには町のほうから町内の移動手段について提示されるという、こういうふうに思っていたと。雪降るまでは安全に心がけて自転車に乗っていたが、いよいよ自転車が利用できなくなる。駅のほうから歩いて役場のほうへ行ったり、温泉に出かけるのに体調の悪いときはタクシーを利用する、そういうことが話されています。第3回定例会で町民の移動、地域の交通について質問させていただきました。この中では、1市3町の例もお話しして具体的に組み込んでいただきたいということも質問させていただきました。答弁は、検討したいという答弁をいただきました。

その上で伺いたいと思います。現在どのような検討状況なのか、またその検討の段階で町民の要望、これを利用される方々と思われる方々の要望を取り入れる、このことも必要でないかと思えます。こういうお考えがあるかどうかもお尋ねしたいと思います。

3点目に、この間、10月28日の道新に公務員の、道内で非正規公務員が6万3,000人と、2017年度はフルタイム勤務3割と、こういう記事が載りました。これは、総務省が調査したようであります。非正規公務員の処遇改善を目指す法改正を受け、20年度から自治体の判断で非正規の手当支給は可能となるが、支給に向けた道内自治体の動きは極めて鈍いと。非正規や臨時職員は年収200万円程度で働く官製ワーキングプア、これが問題だと。官の中で格差を生み出している、是正すべきだという記事であります。低賃金が進行する中、処遇改善を求めて昨年5月の法改正で2020年4月の会計年度任用職員制度導入が決まりました。自治体が条例改正などを行えば、これまで支給できなかった各種手当を支払うことができるようになりました。7月の時点での検討状況もこの記事の中に書かれております。旭川や107団体、自治体が検討していると。そして、長沼など10団体が検討しないという調査の結果であります。その他60団体が他の自治体の対応を見きわめたいという記事が書かれています。

伺いたいと思います。本町の役場の中でも臨時職員や非正規職員の方々が正規の方と同じようなお仕事をし、労働状況の中で頑張ってもらえます。この法改正を受けて、町としてこの問題についてどう検討されているか伺いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。再質問を留保して第1回目を終わりたいと思いません。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 佐田議員の1番目の質問、町行政での公約の執行についてお話をさせていただきます。

私自身行政の中に入りまして、行政の総体の仕事の量から見ますと公約は10%の重みかなと受けとめているところでございます。現実には行政が毎日流れて動いていく中で、町民の安全、安心を守るためにさまざまな事件が起こっております。この中で公約は私の中で10%ぐらいの重み、これは別に軽いという意味ではなくて、膨大な量の中の仕事として認識しております。昨年からは私が1年間仕事を続けてきましたが、できれば1年間に自分の公約した中の15%ぐらいずつを視野に入れて実現に向けて各課と相談し、あるいは議員さんとも相談しながら実現に向けていけたらなど。4年間で60%、それを一応数字の上で私はイメージして目指しております。昨年発信した文書、それから13項目目の文書でございますが、私は別に軽く考えているわけではございません。しかし、妹背牛が今直面しております住宅、移住、定住、それから子育て支援に関する問題は一筋縄でいくものではないというのは本当によくわかっておりますし、それを一つのアイデアだけで乗り越えられるとも思っておりません。ですから、移住、定住対策、子育て支援にはこれからも粘り強く取り組んでいくつもりですし、それから役場の姿は私1年間いさせていただきまして、非常に、もともと暗くなかったという職員もいらっしやいまして、暗いのはあなたの勘違いだと、一生懸命仕事をやっているからお叱りの言葉もいただきました。でもしかし、妹背牛町の役場が議員さんからいろんな質問いただいて、定例会ごとに皆さんがやっぱりいい施策を持って妹背牛町のために頑張ろうということで、職員が一生懸命頑張っている姿、それから7月の豪雨災害、それから9月の大地震のとき、やはり町行政と一緒に妹背牛町民を守るために動いた姿を私もしっかり見ております。こんな中で、妹背牛町役場が妹背牛町民の信頼を受けて、そしてみんなが単に明るい職場というよりも信頼できる職場だということを感じていかれるように、これからも邁進していきたいと思っています。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 私のほうからは、議員ご質問の町民の移動確保、地域交通についてご答弁申し上げます。

第3回定例会の一般質問に対しまして、タクシー利用助成事業についてはできれば新年度からの実施、予算化に向けて検討したい旨ご答弁いたしましたところです。今年度、平成32年からの第9次の総合振興計画に向けて今年度町民の皆様にご協力いただいて、まちづくりアンケートですとか、まちづくりへの提言という形でいろいろなご意見、ご要望を伺ってございます。それを住民の方のニーズとして、このタクシー利用助成事業を考えた中で対象者を高齢者または免許返戻者とするのはもちろんでございますが、そのほか例えば妊娠中の方ですとか、町外への医療機関への利用ですとか、その範囲を広げて検討してい

たところですが、実を申しますと周囲の状況が大きく変わりまして、非常に申し上げにくいところなのですが、空知中央バスのほうからご提案がありました。実は、内部協議の段階なので、ちょっとこの場で申し上げるのはちゅうちょした部分もあるのですが、ご説明しないとなかなかつじつまが合わない部分がありますので、あえて話題に触れたいと思います。

空知中央バスのほうから北竜線に関しての減便をしたいというようなご提案がございました。実情を申し上げますと、バスの利用者が非常に減少しているということで、乗車率が低下している。このような状況が続くと、近い将来、現在国及び道のほうから補助を受けているのですが、そちらのほうを対象外となるということで、仮にそうになってしまうと現在町が負担している運行助成金の額が下手をすると4倍ぐらいに上がるというような可能性もあるというような、そのような説明を受けました。当然関係市町では、深川市、北竜町と妹背牛なのですが、の間では今後一人でも多くバスに乘車してもらうような方策を考えなければならず、私ども企画振興課としましては公共交通の担当部署としまして、町民に対して例えばですが、深川に出かけるときなどは特にバスをご利用していただきたいというような啓発もしていかなければならないというふうに考えてございます。

そこで、構想にありますタクシー助成のことを考えますと、例えば深川への通院に対するタクシー助成をするというような形になると、なかなか相反する矛盾した業務を私どもが行ってしまうことになってしまいます。もう一つの理由としましては、当該事業の委託先と考えておりました町内のハイヤー会社でございますが、そちらのほうで今月、12月の頭から新たに大手運輸会社と連携した宅配荷物の個別配送事業を展開されたという話も伺ってございます。そのようなこともありまして、このタクシー利用助成事業につきましてはもう少し時間をかけて関係者と協議をして、問題が整理された上で実施していく必要があるというふうに考えてございますので、前回の答弁内容から改めさせていただくことをご了承いただいて並びにご理解いただくことをお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から3番目の町役場等で働く臨時職員の処遇改善について答弁いたします。

議員ご質問の法改正、いわゆる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布されてございます。平成32年4月1日に施行されますこの法律につきましては、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、1会計年度内を超えない範囲と任用期間を明確にし、自治体で臨時、非常勤職員を採用することとなっております。また、議員からお話のとおり、この制度によりまして手当の支給、いわゆる期末手当でございますが、支給対象となりますが、会計年度任用職員につきましては2種類に分かれてございます。パートタイムの会計年度任用職員、フルタイムの会計年度任用職員のそれぞれの採用によって退職手当の支給該当、健康保険、厚生年金保険の被保険者適用、地方

公務員共済組合の組合員該当等、各要件がそれぞれ異なってくることでございまして、しかし、現在につきましては総務省から発出されたものにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルとQアンドAしかございません。その中では、諸手当の支給につきましては自治体が財政難を理由に支給しないということもあり得るといってございまして、ここでこの制度に対しましては、現在条例制定の作成につきまして準則的なものがございません。先ほど申し上げましたマニュアルのみとなっております。

早期作成につきましては、あくまでも平成32年4月1日施行となっておりますこの制度でございますので、それに向けて議会への提案を来年の9月、第3回定例会を予定してございまして、この予定につきましては、北空知管内各町同一に行うこととし、ただし給与水準、また手当の支給割合等におきましてはそれぞれ自治体の裁量によるため、今後検討していかなければならないとさせていただきます。いずれにしましても、来年の9月定例会に提案できるよう現在作成中であることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 町長の公約の執行について、1年間15%、4年目で60%とお話を初めてお聞きしました。ただ、町民の思いからとの乖離というのはすごくあると思います。町民の方々は、やっぱり町長がかわってやってくれるのだという思いで町長という立場に今いらっしゃるのではないかなと思うのです。私もこの間いろんな首長さんともお付き合いというか、お話しする機会ありました。やっぱり自分が言ったことはやると、やらないことは言わないのだというのが多くの町長さんの、首長さんの私と話した中での考えでした。ですから、私は公約は1年で15%だとか、2年で30%とか言わなくて、やっぱり今何が町民にとってニーズなのか、何が必要なのかというところに全力を挙げて執行していくとか、このことが大事ではないかと。田中町長もご存じだと思うけれども、東川の松岡町長さん、あの方の、私本読みました。本当にやる気満々の町長さんです。客観的な状況は違うけれども、学ぶ点がありました。ぜひ年度ごとに10%、それは地道にやっていくということを言っているのかわからないのですが、やっぱりきっちり自分が発したことは実行していくということが大事だという点で改めてお考えを伺いたいと思います。

2番目のタクシー利用の問題、この間の答弁、新たな状況に入ったということはわかります。理解できます。ただ、一昨日も深川で循環バスの、僕ある町内会長さん親しくしているんで、それに乗ってずっと回ったのですよと、そういう実証実験まで深川なんかやっているわけです、北空知バスと。それで、この間も北竜に行っているいろんなお話聞いてきたら、北竜もバスさまざま問題あるのですが、運行していると。ただ、秩父別はもうタクシー助成券60枚、神薮さんから、町長ともお話ししたら喜ばれているのですよという話でした。それから、沼田はデマンドタクシー、やっぱり妹背牛はそういう面ではすごくお

くれていると思う。さまざまなそういう北竜線のバスの問題もあるのだけれども、やっぱり町民大変です、今。あの雪の中、寒い中歩いて、僕お年寄りが転ばなければいいなと思っているのですが、そういうことを考えて、過大なタクシーのあれはすることないと思うのですが、やっぱりそういう町民の状況というのか、合った交通施策というのか、つくっていただきたい。この点で先ほどの答弁いただいています、改めてご答弁願えれば。

あと、いわゆる非正規、臨時職員の、総務課長の話では来年9月ぐらいにということで、この間深川に行って議会の傍聴もしながらいろんなお話聞いたら、深川は年度末手当を出しているみたいなのです。それは、深川独自でやっていることみたいですが、やっぱりこの間も妹背牛で臨時であった非正規のちょっと話ししたら、幾らでももらったらしいよねと、2万でも3万でもうれしいよねという言い方、やる気出てくるよねと僕に言う方がいたのです、誰とは言わないが。やっぱり何も手当がなくて、頑張っても一般職と同じような仕事しても報われないという、これをぜひ考えて、来年の9月には条例制定ですよ。提案していただければということをお願いしたいと思います。そういう考えはあるかどうかをぜひお聞かせ願えればと思います。

再々質問を留保して2回目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 1番目のご質問に答弁をさせていただきます。

私15%くらいと言ったのは、地道にとか、そういうことではなくて、個人的な思いでただ進めるポジションでないわけです。それで、例えば10%、来年の10月に消費税がもし本当に上がった場合、何がこの公約の中で、私が出した中で一番適切なものか、そういうことも含めまして、鋭意状況の中できっちり考えていくことになっていますので、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

町民の移動手段確保については、町として当然対応しなければならない課題だと認識してございますが、先ほども申し上げましたが、バス利用の問題ですとか、委託先の問題、そのほか例えば商工会のお買い物おもてなし事業の中でもタクシー助成を行ってございます。その中の内容の重複している部分ですとか、そのほか対象者の線引きや他事業との調整などをしっかりと整理した上で実施したいというふうを考えてございます。また、どことは言えませんが、他町におきましてもいろいろ情報といたしますか、担当にお聞きしますと、それぞれ制度はスタートしましたが、その中身が複雑でわかりにくかったために利用が少ないですとか、例えば事業内容を拡大すると予算額が膨れて財政負担がふえて苦慮しているだとか、さまざまな問題があるようにも伺ってございます。それにより毎年事業の内容の見直しを強いられているというふうにも伺ってございます。いずれにしましても、町民の方にわかりやすく、利用しやすい制度でなければ実施する意味がないというふうにも考えてございます。関係機関等と時間をかけてしっかりと協議検討を重ねながら実施し

てまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） それでは、職員の待遇改善、これにつきまして先ほどお話にありましたように、深川市実施、それがいつ施行かはちょっと私も確認してございません。ただ、先ほどの臨時の方、過去に確かに5万円、10万、少しですけれども、手当ということでつけました。それにつきましては、行政改革によりまして職員も一斉に減給、減額しました。そのときに一緒に廃止したという形もございます。そういうのを含めた中で今度の新しい制度の中で対応はしていきたいと思っておりますので、ご理解のほうよろしくお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） 1点だけ質問いたします。

交通移動の問題で、町政懇談会が1月の末から行われますよね。そこで提示していただきたいと思うのですが、町民の中に、そこら辺はどうでしょうか。この点だけ質問いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 今ご提示というお話でしたけれども、結局循環路線バスのテーマが出てきて、例えばタクシー助成の流れが今すぐ行くことにはならなくなったという状況の説明ということでよろしいのでしょうか。

（何事か言う者あり）

○町長（田中一典君） ええ、もちろん……わかりました。ご答弁差し上げます。

来年の1月末から始まります町政懇談会におきまして、1年前はなるべく早くタクシー助成ということで、免許返納も含めて足の確保ということで私たち行政も担当も力を合わせてやってきましたが、今回新しいバス循環線の問題が浮上してまいりました。これによって本当に早く手当をしたいのですけれども、いろんな行政の今まで扱ってきた絡みもありまして、これを精査した形で再スタートしたいということで町民のほうに報告させていただきたいと思っております。

以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

次に、9番議員、向井敏則君。

○9番（向井敏則君） （登壇） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

行政の住民サービスに関して2点ほどお伺いいたします。平成30年当初において、各区の戸数及び班の数を見ますと、1区では923戸で23町内に分かれており、さらに85班と細分化されています。2区では33戸で4班に分かれ、3区では36戸、4つの班、4区では28戸、2つの班、5区では29戸で4つの班、6区では36戸で5つの

班、7区では15戸で2つの班、8区では33戸で5つの班、9区では40戸で6つの班、10区では28戸で2つの班、11区では21戸で3つの班というふうに分かれている状況にあります。1つの班の戸数を平均をとりますと、1区においては10.9戸で1つの班、2区から11区では8.7戸で1つの班ということになります。近年人口の減少、住民の高齢化が進み、班の構成員においても人の減少、高齢化となってきております。

そこで、班内での近所づき合いということで、葬儀等のお手伝いがあるかと思いますが、それぞれの班での取り決めの違いなどがありますが、葬儀等のお手伝いをするとき、人手が少なく、またお金を取り扱うなど、それと来てくれた人の名前、住所等を記入するなど煩雑な事務処理があり、班内では対応できなく、班の人、お手伝いの人では対応できないなど、やむなく業者等にお金を払ってお手伝いを依頼することもあるかと思われま。そこで、町民、住民サービスの一つとして、班からの葬儀等のお手伝いの依頼がある場合、事務仕事等になれております町職員の派遣をすることがあってもよいのではないかと思われま。町職員の町民、住民との交流が図られることもあると思われま。近隣で対応している町があると聞いております。このことについての町のお考えをお伺いいたします。

次に、近年高齢者等の運転免許証返納という言葉がよく聞かれると思われま。自分の自動車運転への不安や事故等を起こしたら取り返しがつかなくなるという思い、また高齢だし、最近危ない運転しているよと家族から言われるなど、この際思い切って運転をやめよう、運転免許証の返納をと思っている方、考えている方がおられると思われま。現在は、旭川免許センターで有償で免許証返納で引きかえに身分証明書的な運転経歴証明書が発行されると伺っております。

そこで、交通安全対策の一つとして、高齢で車の運転に不安な方の思い切って区切りをつけるために、運転免許証返納を促す対策、例えば事務手続を役場内で行えとか、返納者に何らかの特典を設けるなど、何らかの対策をとることができないか、このことについて町のお考えを伺います。

以上、一般質問とします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから葬儀等への町職員の応援についてご答弁申し上げます。

道内の自治体にあつてごく少数の自治体において、職員の町内会葬儀への応援派遣を実施していることは承知しております。先ほど議員ご指摘にありましたとおり、隣町では平成22年より職務に専念することの義務を免除しますといった、すなわち職務としてではなく、葬儀の手伝いに行ってくださいといったことで現行も行っているようですし、また道北中頓別町では、こちらのほうは町職員葬儀派遣実施要綱を制定した中でおおむね15世帯以下の自治体が町内会が主催する葬儀を対象に要請により葬儀手伝い等をしていると、派遣しているというようなところがございます。私ども職員は、町民の希望、要望に応じて町民の利益のために仕事をする、いわば町民への社会的援助の提供、すなわち福

社の向上といったことが課せられていると考えております。そのような意識の中で、各職員が所属する町内会、居住する町内会において職員各自が積極的にといたしますか、必然的にお手伝いをしているところでありまして、これが平日であれば年次有給休暇、年休ですが、これを取得した中でのお手伝いとなっているのが現状であります。職員が人手不足の町内会主催の葬儀手伝いをすることは、福祉の観点から必要なことと思っておりますが、その手法として制度化された業務として職員を派遣することについては、人力的にもかなり無理が生じてくるものと思っておりますし、妹背牛町内に葬儀社はありませんが、これが民業圧迫という視点も気になる場所でもあります。業務としない隣町も、最初は若手職員の町民とのコミュニケーションを目的に実施したそうですが、現行においては町内会主催葬儀の100%近くは要請があり、若手職員どころか、現在では管理職、主幹職まで派遣の対象として対応しているようで、いつ来るかわからない要請に職員は土日、祝日の予定も立てづらいといった状況にあるようです。

いずれにいたしましても、町内会における戸数の減少や高齢化は私どもも充分認識をしているところであり、平成21年、22年の第8次まちづくり計画策定時においても、全町的な問題、課題とした中で町内会再編審議会を設置し、町民からの意見や要望、希望を広く聴取し、長時間かけて議論をしたところでございます。先般開催の区長会議、今月開催したのですけれども、区長会議の中でも町内会再編の再びの議論が必要との意見もいただきました。今後再びの町内会再編議論を優先した中で、町内会葬儀に限らず、広くコミュニティ活動ができて得るものとしていかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（篠原敬司君） 私から2つ目の運転免許返納対策につきまして答弁いたします。

交通安全対策としましては、運転に不安を感じる高齢者等の運転免許証の自主返納は、高齢者の交通安全事故防止の一つの方策として重要であると考えてございます。日々ニュースでたびたび報道されますが、アクセルの踏み間違い、特にブレーキとの踏み間違いによります事故、また信号無視、一時停止の不停止等の規定の違反行為による事故が多発しているのが現状で、平成29年3月に道路交通法の改正より75歳以上のドライバーは3年に1度の免許証更新の際に記憶力や判断力のレベルを判定する認知機能検査が義務づけられており、高齢者の講習とともに更新時満了前の6カ月以内に受講しなければならず、講習時間も長くなってございます。これらの診断や規制が図られていることを受け、改めて運転免許証の自主返納を関係各団体との協力により推進していきたいと考えてございます。運転免許証の自主返納に対する助成、特典付与につきましては、これまでも定例会等におきまして町としての考え方を答弁させていただいてございますが、公平性の確保等の諸問題を慎重に対応していかなければならないと現在も検討中であることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

9 番議員、向井敏則君。

○9 番（向井敏則君） まず、最初の葬儀等への依頼があった場合の職員の派遣についてですが、ただいまの答弁ではいろいろ考えるのですけれども、職員の対応も大変だということで、町内会再編を待てというような話として受け取りましたが、本当現実問題として最近あったことなののですが、班編成で5戸しかそこいない。1戸がその当事者ですから、4戸で対応している。それで、やはり大変だということで、できない。隣の町内会に頼めばいいのでしょうかけれども、何かやはりそれも心苦しいようなことがありまして、業者を2名頼みました。それがここで言っているのかわかりませんが、高いのか、安いのか、1人2日間ですか、1万7,000円。安いところでは1万円ぐらいで、それでも2人頼みますと計算してわかるとおり2万から4万ぐらいのお金がかかります。それが安いのか、高いのかはちょっと判断しづらいところですが、そのような現状がございます。そんな中において、私やはり町職員が少しでもお手伝いしていただければという考えがございます。先ほどの答弁で町内会再編も考えておりますのでというお話ですが、私の気持ちとしては待てません。その辺についての町のお考え、今すぐとは言いませんが、何らか検討していただきたいと思いますが、そのお考えをお伺いいたします。

それから、高齢者の免許証返納につきまして、この一般質問を出した後、ちょうど北海道新聞の北空知版に免許証返納は南幌町役場へということで、12月5日ですか、この事務処理が大変だということで、何か臨時に役場に設けるといような住民サービスを行うということで、2日後にはその結果で利用者といいますか、返納者が相次いだというような記事が載っておりました。ほかのところではそういう対応をしているということでございますので、妹背牛町単独では対応できないというのであれば北空知圏内でまとまって対応して、免許証返納に対する運転経歴証明書の発行等、それらに北空知として1日設けるといようなことで対応などできないか、またそういう考えはないかをお伺いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、副町長。

○副町長（廣瀬長留次君） それでは、再質問にご答弁申し上げます。

今ほど再質問に町内会再編まで待てということは、私決して言ったつもりはございません。町職員の葬儀の派遣を制度化するのは、これはちょっと難しいなということで、今後町内会再編もありますので、今の冒頭1区から11区まで詳細に細かく戸数、班を言われましたけれども、これが解消されていくのではないかというようなことでご理解をいただきたいと思います。

その中で、今これから答弁しますので、まず町内会葬儀への職員の対応派遣については、今言ったとおり制度化した中でこれを実施していくことは難しい面もあるというところがございます。町内会の規模的、あるいは今議員ご指摘のとおり喪主様の経済的にどうしても困り、職員の応援がどうしても必要ということであれば、役場に相談していただき、それが社会的支援の提供となり得ると判断した中であっては、できる範囲内において人的支

援をすることは可能かと考えております。ただ、昨今の葬儀形態は一昔とは大きく変わってきていることが最近新聞のお悔やみ欄も見ていたらわかりますが、私もこの1週間ほどちょっとデータをとって見たのですが、これも地域性にもよりますが、家族葬であつたであろうと思われる葬儀終了は全体の約3分の1。葬儀委員長を立てない、これも地域性です。葬儀委員長を立てない葬儀社の葬儀会場によるものもかなり多くなってきていることも事実であります。いずれにいたしましても、町内会や班における戸数の減少や高齢化は葬儀だけではなく自治会活動そのものが低迷するものであり、今再びの町内会再編に向けた全町的な議論が必要と考えておりますということを先ほど申し上げたとおりでございますが、それを申し上げまして、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（田中一典君） 今副町長が答弁させていただきましたけれども、私それにつけ加えて、先ほど向井議員さんがおっしゃられた区の中で班に分かれているということで、隣の班に手伝ってくれというのは何か心苦しいという話聞いたのですけれども、心苦しいこともあるかもしれませんが、やっぱり助け合いということで、隣の班もお願いできないかという、そういう流れの中で先ほどの副町長の答弁、頼まれたときには社会的な支援もやぶさかでないということをお答えとさせていただきます。

それから、2番目、運転免許返納対策についてでございますが、私恐らくこれ議員のときに私も質問して、それは自分たちでやってくれと言われた、答弁もらった人間の一人なのです。ただ、私これ考えていましたときに、問題は免許返納した人だけに何かを優遇してその人の返納を進めるという事故防止の観点のみではなくて、やはり高齢者の足全体を守るという大きなシステムをつくらなくてはいけない。そういう意味で先ほどから企画のほうで佐田議員からの質問ございましたように、住民の足を守るという整合性の中で免許の返納も考えてみたいという流れを考えているということでご答弁をさせていただきます。

それから、私知らなかったのですけれども、北空知新聞にあった南幌町のお話ですか、道新ですか。

（「道新」の声あり）

○町長（田中一典君） そのことも研究させていただきまして、余り遠くまで行かれるのではなくて、近くで親身に対応してくれるようなシステムが1市4町でできるのか、それとも役場でできるのか、また担当で検討させていただきたいと思います。

一応それを持ちまして答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○9番（向井敏則君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で9番議員、向井敏則君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宮崎 博君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あす14日は午後3時より本会議を再開します。

お疲れさまでした。

散会 午後 4時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員